

第三十四回国会 参議院農林水産委員会會議録第三十号

昭和三十五年五月十日(火曜日)午前十時四十四分開会

委員の異動

本日委員亀田得治君辭任につき、その補欠として江田三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 堀本 宜実君
理事 櫻井 志郎君
東 隆君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
重政 庸徳君
田中 啓一君
藤野 繁雄君
小笠原三三男君
北村 暢君
戸叶 武君
藤田 進君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 雋八君

政府委員

農林政務次官 大野 市郎君
農林省農林 坂村 吉正君
経済局長 西村健次郎君
水産庁長官 西村健次郎君
事務局側 常任委員 安楽城敏男君
会専門員

説明員

農林省農地 庄野五一郎君
同参事官

本日の會議に付した案件

○農林水産政策に関する調査

(生鮮食料品卸売市場に関する件)

(北洋漁業に関する件)

○開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(堀本宜実君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。生鮮食料品卸売市場に関する件を議題にいたします。

過ぐる第三十一国会において成立いたしました臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会法によって農林省に設置されました調査会は、さきに調査の結果を答申いたしましたので、かねて農林省からの連絡もあり、本日この問題を議題として、調査の経過及び答申並びに答申の取り扱い等について、農林省当局から説明を求めるところにいたしました。

○政府委員(坂村吉正君) 先般第三十一国会で成立いたしました臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会法に基づきまして、その後この法律は三月の六日に公布施行になりましたのでございまして、が、引き続きまして、農林省におきま

しては、お配りいたしてございまして、よりな委員と、それから専門委員とを任命をいたしました調査会を設置をいたしましたわけでございます。委員は三十名、専門委員は二十五名でございますが、非常に大人数の委員でございますが、これらの委員を任命をいたしました。三十四年の三月の二十八日に第一回の會議を開きまして、その後、總会は三回開會をいたしてございまして、また、この審議の内容がきわめて複雑な問題でございます。青果物、水産物、畜産物にわたりました問題でもございまして、おのおのその特殊性もございまして、青果部会と水産部会と畜産部会、三つの部会を設けて、その部会におきまして審議を続けて参りましたわけでございます。

開會いたしました。お手元にお配りいたしてあります。生鮮食料品の卸売市場についての対策に関する諸問に対する答申というものを得たのでございまして、この答申の内容につきましては、非常に、あらゆる部門にわたりますので、きわめて詳細に書かれておるのでございまして、全部朗読をいたします。その相当時間が要すると思っておりますので、要点を御説明を申し上げたいと思ひます。

第一に中央卸売市場の問題でございますが、これにつきましては、大体今申し上げましたような集中取引というものを通じまして適正公正な価格の形成が行なわれると、こういう点を中心にいたしまして市場の整備と、市場の施設の整備といふことが非常に大事な問題になるのでございまして、第一番目にそういう問題を取り上げておるのでございまして、ここにおきましては、大体全国流通上非常に大切な消費地、集散地においては、そういうところでは、農林大臣が中央卸売市場の整備計画を作りまして、これに基づいて中央卸売市場の開設および施設の整備を進めるべきである。整備計画の実施については、必要により積極的

を続けて参りましたわけでございます。青果部会と水産部会と畜産部会、三つの部会を設けて、その部会におきまして審議を続けて参りましたわけでございます。青果部会と水産部会と畜産部会、三つの部会を設けて、その部会におきまして審議を続けて参りましたわけでございます。青果部会と水産部会と畜産部会、三つの部会を設けて、その部会におきまして審議を続けて参りましたわけでございます。

ものが次の大事な問題でございます。そういうようなことを大体基本にいたしまして、そのためにはどういふ卸売市場のあり方がいふのか、こういう点が大体中心になって議論をされましたわけでございます。そこで、具体的な問題点といたしまして、お配りいたしてあります。その答申の二ページから具体的な対策が書かれておるのでございまして、

ものが次の大事な問題でございます。そういうようなことを大体基本にいたしまして、そのためにはどういふ卸売市場のあり方がいふのか、こういう点が大体中心になって議論をされましたわけでございます。そこで、具体的な問題点といたしまして、お配りいたしてあります。その答申の二ページから具体的な対策が書かれておるのでございまして、

の整備を進める必要があるというふうに考へられておるのでございます。地方的に重要な消費地及び集散地については、中央卸売市場に準じまして、地方で都道府県知事が、農林大臣と同じような立場におきまして、施設の整備、市場の整備をやつていく、こういう考へ方がとられておるのでございます。

それから次に区域の指定でございますが、これは現在も行なわれておるのでございますが、そういう大事な消費地、集散地につきましては、中央卸売市場としての区域の指定を行なう。そういういたしまして、開設者は、各指定区域の地方公共団体に限ると、こういう考へ方で一応考へられております。また取り扱い品目につきましては、これは生鮮食料品が主体でございます。その他の生鮮食料品の加工品もこれも取り扱うことができる、こういう工合に市場の内容を直していくべきじゃないか。まあそれにつきましては、おのおの、いろいろ取引方法等についても、その品目の差によりまして、ところの違ひがございまして、そういう点も十分一考慮すべきでございます。こういう内容でございます。

それから取引機構の問題でございますが、これは卸売人及び仲買人の名称についていろいろ議論がございまして、これにつきましては、今の実態から申しますと、仲買人というの、名称としてはおかしいじゃないか、こういう議論がだいたいございまして、この点につきましては、結論として具体的にどうするかという問題は出ておりませんが、答申としては出ておりませ

んけれども、その機能の実態に即するようになつておるのでございます。申になつておるのでございます。

それから卸売人の問題でございますが、これは今の大体中央卸売市場におきまして中心の問題でございまして、けれども、この場合に、卸売人といふのは、出荷者の委託を受けて販売を行なうものでありまして、その信用の維持はきつめて重要であるので、資格要件および業務方法について必要な制限を設け、適正かつ健全な業務の運営を確保するよう措置すべきである。

卸売人の組織については、市場における取引の公正と安全の確保の目的からして、指導方針として公共的な性格の主体または厳格な公共的監督のもとに置かれた単一の主体とすることが望ましい。この場合における卸売人の公共性の確保のためには、少なくとも定款、業務方法、利益金処分、役員の選任等に対する公的な監督並びに出資の構成に対する制限の措置を講ずる必要がある。こういうことでございまして、いろいろ卸売人の単数、複数の議論が、一番この問題としては非常に大きな問題でございまして、これでこの答申におきましては、単数である、複数であるという点については、具体的に割り切つたわけではございませんが、今後の方針として、指導方針として単数が望ましいと、こういう方向を打ち出しておるのでございまして、これは現実問題といたしまして、現にありま

市場等につきまして、急にこういうことを実行するといふわけには参らぬと思ひますけれども、方向といたしましては、そういう方向に沿うように一つ今後のいろいろの施策を講じていくべきである、こういう考へ方を打ち出しておるのでございます。

それから次は、四ページでございまして、これは取扱商品の売買に關し重要な機能を営むべきものとして、その機能が十分に発揮されるよう、その経営規模及び経営形態について各市場及び各取扱品目の実情に応じた改善措置を講ずる必要がある。また市場における売買取引が適正円滑に行なわれるよう、仲買人間における公正かつ自由な競争と取引の安全、迅速確実な代金決済を確保するよう措置すべきである。当然のことでございますが、仲買人の内容につきましても十分一つ、何といふんですか、信用の保持ができませんよ、うなもんにして、こういう考へ方で答申がされておるのでございます。

それから小売人、それから仲買人および小売人以外の売買参加者、これは省略をいたします。

それから取引の方法でございまして、受託販売の原則および出荷者との取引關係、いろいろ項目におきまして、卸売人の販売方法については、出荷者の委託を受けて販売することを原則とし、販売の委託の引受を正当な理由がなく拒み得ないものとする。それから手数料については、これはできるだけ下げようという根本的に検討する必要があるといふことでございまして、それから卸売人と出荷者との取引關係については、双方において公明な基準による契約關係に従ひ業務を処理するとともに、いやくも卸売人の出荷者に対する不当な差別的取り扱い及び出荷者の卸売人に対する不当な要請等が行なわれることのないよう対策を講

ずべきである。こういうところが非常にむしろ、また、ひいては手数料の問題等にも関連をして参るのでございまして、こういう点を、手数料をできるだけ下げると、こういう意味からいいます、要するに必要がある、こういう点が強調されておるわけでございます。

それから競売の原則、これは原則として競売によつて公正な價格の確保をやつていくといふことと、競売につきましましては、いろいろ競売のせり人に関する資格要件とか、あるいはせりの技術の合理化とか、それから共同のなせりをやつていくとか、いろいろそういうことで今後せりの技術につきましてもっと合理的なものを研究してこれを採用していくと、こういう方法をとるべきであるといふようなことでございまして、

それから、指導監督の面は、これは農林省において常例的な検査を行ない、いろいろいふことと同時に、一面その開設者におきましても、現在のところでは指導監督の明確な権限の規定がございせんので、そういう点を開設者におきましますところの指導監督の責任といふものはつきりとさしたらどうか、こういう考へ方でござい

いっただろうか、こういうことが答申をされておるのでございます。

それから水産物の産地の市場の問題でございますが、これはいわゆる消費地の卸売市場と立地条件、あるいはその他取引の実態が違ひるのでございまして、これらにつきましても卸売市場と同じような考へ方のもとに整備をはかる。特にこの問題は多くの漁業者の問題にも関連しますもので、そういう点を十分考慮におきまして、そうして整備をすべきである。で、特別に強調されました点は、施設の整備、漁港整備の環として、かつ市場の周辺の加工、保蔵、輸送施設との関連のもとに総合的に行なうことが適當である。市場の機構における漁業協同組合系統組織の地位については、その機能が十分に発揮されるよう、各市場の実態に応じ、市場の開設とか、あるいは運営等について特別な配慮を与えることと、漁業協同組合の市場に、いろいろ市場におきまして働く場合、それについては特別の扱いをすべきである、こういう考へ方でございまして、

それから三番目には、産地の仲買人の業態の特殊性に即応いたしまして、適正かつ健全に業務が行なわれるよう指導監督を行なうこと。それから、その他の市場の問題は、これはいわゆる地方の市場の問題でございまして、これは先ほど申し上げましたように、中央の卸売市場と同じような考へ方で地方的な消費地、集散地におきまして、都道府県知事が責任を持ってこれを整備し、監督し、改善をしていく、こういう考へ方で整備をすべきである、こういうことでございまして、これ

につかまして、いわゆる答申とは別に

以上は大体青果と水産物の問題でございますが、畜産物につきましましては、これは非常に問題がむずかしいのでございまして、今までの畜産物のいわゆ

る取引の実態、市場の実態といえます。ものが青果や水産物に比べますと非常に発展の段階がおくれておるわけでございまして、と同時に、畜産物につきましては、家畜取引といえます。

市場の開設につきましては、畜産物の商品としての性格、特に食肉卸売市場の立地条件等による特殊性を考慮し、市場の適切な管理及び取引の円滑な運営をはかるため、他の生鮮食料品と区

のとまた一体に考えなければならぬ
ような問題がございます、この点に
つきましては、きわめてむずかしい問
題でもございますので、畜産物につい

分して中央卸売市場を開設することについて、も実情に応じて考慮すべきであるという点。それから卸売人につきましては、卸売人の組織については、各

ては、中央卸売市場として、青果や水産物におきまして考えられたいいろいろな問題点を、特に例外的な扱いといいますか、例外的な取り扱いをしなければ畜産の実態に、現状に合わない、こ

地域ごとの取引の実情及び将来の発展方向等を十分に考慮して定めるべきであるが、その際、特に市場取引の公正と安全を確保するために、卸売人の数が単数であると複数であるとを問わ

ういう点がありますので、そういう点を大体中心にいたしまして畜産物についての答申が出されておるのでございます。畜産物については、青果物、

ず、独占または過当競争による弊害を生じないよう指導監督を行なうとともに、あわせて卸売人の企業活動の健全化を期するため、事業資金のあつせん

て、大衆食料品としての成長がきわめて最近のことに属し、ために近代市場を通ずる取引の慣行が確立していない

場合には、重複論については、現状からは非常に重複論についての方向を示すこともむずかしい問題でございしますので、いずれの立場につ

こと、特に食肉、食鳥については、生産から消費に至る道程において、屠殺、解体という商品の性格に変化を加える特殊の過程を必要とすること、屠殺の大部分が消費地の中心部で消費

いても方向づけをしていないわけでございます。それから取引方法は、畜産物のうち市場における取引の実情等から、卸売人が買い取り販売を行なう場

親の大部分が消費地の卸売市場に不慣
 する屠畜施設において行なわれ、両者
 がきわめて密接な関係に置かれている
 こと、生産者の共同販売体制の整備が
 他の生鮮食料品に比しておかれてお

合には、市場取引の公共的機能をそなわれない範囲内においてその具体的方法を明確に定めて実施すべきである。それから市場取引において、せりまたは入札以外の売買方法をとる場合には

ける売買は、現物取引が原則であるが、鶏卵等特殊の品目については、一定条件のもとに例外的措置を講ずることができるよう検討するものとする。

それから中央卸売市場に対する上場の確保。中央卸売市場に併設されている屠畜施設においては、そこで処理された枝肉の市場への円滑な上場が確保されるよう、適當な措置を講ずることを要する。

する、こういうよいなことで、今からでも実施ができますものにつきますし、では、農林省の行政方針として市場の指導に当たっていく、こういう考え方で準備をいたしておられますのでござい

検討すべきである。競合市場についての調整措置につきまして、中央卸売市場の指定地域内における枝肉取引施設及び家畜市場の機能が中央卸売市場の

います。ただ畜産物につきましては、先ほど申し上げましたように、家畜取引それから家畜商、こういうふうな問題ともきわめて密接な関係があるので

物は非常に発展段階がおくれているのに、機能が競合する場合には、適切な調整措置を講ずべきである。といひますることが大体内容でございしますが、先ほど申し上げましたように、まあ畜産

ございまして、そういう畜産物の特殊性にかんがみまして、これらの家畜取引や家畜商等に関する措置とあわせまして総合的に対策を講じよう、こういふことで、現在の中央卸売市場、青果

でございますので、いわゆる青果、水産物につきまして申し上げましたような、大体相当整備されました市場というものはまだ非常に少ないのでござ

や水産物の中央卸売市場に比べまして、こういう点については特別な扱いをしなればいかにぬというようなもので、現在からでも実行できるというよ

いまするので、こういふような内容に
相なっているでございます。

これらの答申を三月五日にいただいた
のでございますが、これによりま
して農林省といたしましては、この内

うなもみにつきましては、これらを一
緒に家畜取引とそれから家畜商、そう
いう問題と一緒にあわせて一つ法律改
正しよう、こういふようなことで家畜
商法とそれから家畜取引法の改正とそ

答がお聞きのようにきわめて具体性を欠いているものもございます。あるいは具体的にきめられているものもございますけれども、今後いろいろな農林

れから食肉取引に關する特別の立法措置、こういう点を現在法律といたしまして国会に提出しようということで準備をいたしております次第であります。

省の検討にゆだねられている問題があるのでございまして、これらの点を、内容を現在いろいろな検討をいたしておる次第でございまして、この内容によりましては、あるいは法律改正をしない

青果と水産物につきましては、先ほど申し上げましたように、なお今後いろいろ内容を検討いたしまして、そして次の機会にでも必要なものについて

大体きわめて簡単でござい まするが、以上生鮮食料品中央卸売市場対策調査会の答申と経過につきまして、御報告を申し上げました。

明に対しまして御質疑のおありの方は御発言をお願いします。――御発言もなければ、本件についてはこの程度にいたします。

1

○委員長(堀本宣実君) 北洋漁業に関する件を議題といたします。

100% 90% 80% 70% 60% 50% 40% 30% 20% 10% 0%

ず、きわめて重大な段階にあるようでありまして、非常に憂慮されておるところでありますので、本日はこの問題に於いて、水産庁当局より、交渉の経過及び今後の見聞し等について説明を願ふ。

1

明を聞くことにいたします。

○政府委員(西村健次郎君) ただいま
モスクワで開かれております第四回の
日ソ漁業委員会の交渉のこれまでの経

10

過につきまして、簡単に御報告を申し上げたいと思います。

日ソ漁業交渉は去る二月二日に開始されました、自來本日で九十九日でありますか、九十九日、あしたで百日

と、百日交渉を迎えたわけであり
ます。いよいよ最後の大詰めとい
うことになったわけでございます。
御承知と
思いますけれども、この日ソ漁業交渉

10

において取り上げられます議題はいろいろございますが、魚についていえば、サケ・マス、カニ及びニシン、この三つでございます。まあニシンにつきましては、すでに決定を見ました。

ソ連側が六船団、日本側が四船団出ておりますが、これが各一船団の漁獲量は同じで、一船団当たり六万五千箱というところで妥結をいたしました。ほほ昨年通りの線で、漁獲量が五千箱ずつ減ったというところで妥結し、もう現にカニの四船団は操業に従事しております。残るのはサケ、マスの問題でございます。サケ、マスにつきましまして、まずサケ・マスの資源状態、それからその次にサケ・マスの禁止区域あるいは漁区それから網目の問題、あるいは魚種別の規制、あるいは未成熟の魚の問題、あるいは害敵の問題というようないろいろ問題がございます。そのほか一番大きな問題としまして、総漁獲量というものが条約上きめられなければならないことになっております。さらにこれに関連しまして、本年ソ側が新しく提案をいたしましたものとして、規制区域の境界についてという議題がございます。これは現在北海道の秋勇留島と、それから北緯四十五度と結ぶ線、それから北が規制区域になっております。その規制区域内において漁獲量がきめられ、諸般の規制措置が定められることになっております。その区域を南に延ばそうという議題でございます。

今度の日ソ漁業交渉におきまして、私もこの交渉に入る前から予想しておりましたことは、ことしは不漁年である。不漁年ということは、これは偶数年が不漁年、奇数年が豊漁年というところでございますが、この不漁年ということは、サケ・マスの主体をなしますマスについていわれることでございまして、そのマスが特にこれは二年ごとに、たとえば、ことしとられま

すマスは、一昨年の親からかえった子でございまして、すなわち一昨年の一九五八年のカムチャッカにおけるマスの漁獲は非常に悪い。一九五六年、その前の偶数年の年に比しまして十分の一程度であるというところをソ側はその後言っておりますし、そういう観点から、ことしはマスの不漁年であるというところ、しかも、そのカムチャッカのマスが悪いために、これについてソ側が非常に強い態度をもつて出てくるであろうということ、それからもう一つは、ソ側が昨年のわが方の母船式なつて、以南の流し網漁業等の漁獲につきまして、いろいろ疑惑の目を持っていたろうということ、これらの点が予想されます。私もとしまして、政府といたしましては、こういう事態に対処し、わが方の立場をはっきりさせるという意味合いにおきまして、母船式の船団の再編成、あるいはその後においてとられた中部以南の流し網なり、あるいは太平洋のサケ・マスはえなわ漁業についての日本国としての自主的な規制、非常に強い規制措置という一連の措置を打ち出し、この交渉に対処し、今年の漁業に臨む確固たる態度をきめたわけでございます。二月二日からの交渉に入りまして、最初にサケ・マスの資源状態につきまして、わが方の予想したごとく、ソ側の態度は非常に強いものでありまして、先ほど申し上げましたように、サケ・マスの主体をなすマスは、ことしはまさに破滅的な危機に陥っている年である。従って、マスは全面禁止の必要がある、こういうようなことを例によって例のごとく強く申ししてきたわけでござ

います。ただ、ここで一つお断わりしておかなければいけないのは、マスは偶数年が不漁年であるというところでございます。これはカムチャッカのマス、これが主体でございまして、ソ側はこれのことがいわれますけれども、アムールとか、オホーツク、サガレンの方のマスは、偶数年、奇数年、豊漁、不漁の年が逆転いたしました。むしろ偶数年が豊漁年である。奇数年の方が悪い。そのことは、昨年は豊漁年であるにかかわらず、ソ側は、ことしは豊漁年であるけれども、マスはそれほどよくない、それはアムールなり、その方面のマスは実は逆転して奇数年が不漁年であるというところを言っているわけでございまして、従いまして、ソ側は不漁年であることを非常に強く出して参りましたけれども、わが方の觀察によりまして、やはり今申し上げた去年のソ側の主張にもありますように、それは全体としては、なるほどマスは不漁年であるかもしれないけれども、その一部のマスについては、むしろことしはいいということも考えられます。従って、マスについては、大体不漁年であるけれども、それはど悪い不漁年ではない。それから白サケ、あるいは銀サケにつきましては、大体平年通りの漁獲が予想される。それから紅につきましては、過去二、三年の漁獲の状況等から見て、ことしは過去数年の一番高い水準にあるというふうにわが方は觀察し、こういう主張をいたしましたわけでございまして、ところが、ソ側は、そのすべてにつきまして、ことしはマスは不漁年である。紅も白もよくないという、資源の状態の魚種別の評価につ

いて大きく両国の主張が分かれたわけでありまして、従いまして、その後には討議されました諸般の規制措置というもののにつきましても、この資源状態の評価というものの大きな分かれというところから、すべてが大きく分かれてきておる。日本側は、先ほど申し上げましたように、全体としてはことしは決して悪くない。一九五六年程度の漁獲は見込み得るという主張をしておたわけでございます。ところが、ソ連側は、どうしてもことしはマスが不漁年である、しかも、カムチャッカのマスが決定的な年である、これについてはっきりとした措置をとらなければ壊滅的な状態に陥る、というところを軸としまして、それを実現するためにあらゆる規制措置の提案をしてきたわけでございまして、規制措置のうちで非常に大きな問題、これは、一つは禁止区域の問題、それから漁期の問題、あるいは網目の問題、ことしはその網目の問題につきまして、ソ側は非常に強く主張して参っております。そのほかいろいろございまして、禁止区域につきましては、ソ側は三月の末に最初の提案をしてきたわけでございまして、その区域は、すでに新聞等で御承知のように、非常に広い区域でございまして、全く日本の中取りを否定するというにひとしいものであります。さらにあの禁止区域を認めてやつたしますと、日本側の漁獲は例年の七割減にもなるだろうというふうな状態でございます。従いまして、わが方としましては、このような禁止区域というものは絶対に認められない、大体審議の対象にならないというところで強く反対しておる。そ

の後それをだんだん譲つてきておりますけれども、まだしばらくはきまして、後ほど御説明しますが、三つの大きな地域に問題がはばられてきております。ところが、話が前後いたしますが、ソ側はすべての論点を中取りの不合理性というところを持つてきつたようでございます。これはことしに始まったことではございませんが、要するに、中取りは非常に不合理だ、たとえば沖で流し網なり、はえなわでとっている。そうすると流し網の網で脱走する魚がある。それは本来河川に向かうものが脱走したために、その大部分のものが死亡してしまふというやうなこと、あるいははえなわの針が糸が切れて針をくわえたままそれが河川に行くとき繁殖力を失うというやうなこと、それからさらに中取りというものが資源の利用に非常に不合理だということを強調します一つの点としまして、かりに沿岸でとつた場合と沖でとつた場合と比較すると、たとえば日本の去年の漁獲は十七万三千トンであります。全体の総漁獲量。これを沿岸で、河川の入口でとると、もつと十万吨もふえる、こういうことも言うわけですが、そういうことで、これは一つの未成熟魚をとることになり、まだ大きなものを沖でとつてしまふ、こういう言い方をしているわけですが、それはどういふことかと申しますと、なるべく河川の近く、入口でとれ、こういう議論であります。ところが、一面、先ほど申し上げましたように、禁止区域が非常に膨大なもので、まるで公海何百海里の中合いでしかとれない。それでわが方から、お前の方の言うこと

はおかしいじゃないか、そういうことを言うなら、むしろ沿岸でとらせろということになる。この膨大な禁止区域はそれと矛盾することになるじゃないかというふうなこともございます。これについては、ただ黙って答えないというふうな調子でございまして、いずれにしましても、日本の沖取りというものを大きくその不合理であることをクローズ・アップするということに、ろに一つの大きなねらいが置かれておる。

それからもう一つは、マスに関連しまして、ことに日本の昨年の漁獲が、区域内が八万五千トンである、区域外が八万八千トンであるということ、区域内における漁獲の非常な増大ということが一つの大きな問題としてソ側に取り上げておる。それが先ほど申し上げましたような規制区域の拡大というふうな提案となつて現われたわけでございます。これに對しましては、わが方から、国内自主措置として、先ほど申し上げました中部以南の漁し、あるいははえなわにつきまして自主的な相当きびしい規制措置を本年から実施することになつております。従いまして、その規制区域の拡大につきましては、ソ側はもとよりこれはあきらめておる。わが方ももちろんこれを許すわけにいかないということで現在に至つております。

結局、いろいろな問題、網目の問題等につきましても、これはすでに落着いたしましてけれども、昨年の委員会におきまして、現在まで母船式の漁業で使つております網は六〇・五ミリ、結節から結節までの間隔が六〇・五ミリという網でございまして、この網目が小

さ過ぎる。従つて、未成熟魚をとる、あるいは脱落が多いというふうなことをソ側が主張いたしますので、昨年の委員会におきまして、それでは日本側は一つことしから試験的に四分の一、二五％は六十五ミリメートルの網を使ひ、こういふことを言ひまして、それで話がきまつておつたわけですが、たゞ、その六十五ミリの網をどういふふうに使ひかというところにつきまして、委員会ではいろいろ議論をいたして、おりました。ある日、大体ことしは全体としてこの区域でも母船式の区域では六十五ミリの網をどの船にも四分の一ずつつけさせよう、来年はまたそれを、たとえば四〇％ずつつけさせようというふうなことを提案いたしましたところ、一たんはソ側はそれではいい、翌日になりまして、ソ側からともかく六十八ミリの網を使ひたい、突如として途方もない提案がなされた。だから、日本側としては、六十八ミリという話は今まで話にもない。そんな網を使つたこともなくて、全然試験のデータもない。六十五ミリの去年試験してみましたが、データは多少ある。六十五ミリのデータは足りないところへ、六十八ミリの網を使ひたいことはほとんどない話だ。ところが、ソ側はそれについてだいたいこたわらずして、ことしは六十五ミリでしようがないけれども、来年は六十八ミリの網を使ひたいことを約束しろというところを迫つてきたわけでございます。これに對しまして、わが方としては、それは六十八ミリがどういふものか、まだデータも全然ないので、おそろく六十八ミリではマスはほとんどと

れないということであらうと思ひます。そういうことはできない。結局、最終的には、ソ側も、これは例によつてソ側は非常に譲歩したということだろうと思ひますけれども、六十八ミリというのは、使ひかどうか、ことしから一つ別に調査船でそれは試験してみようというところで話がきまつた。そのほかの規制措置、たとえば漁期の問題、これは七月十五日というソ側の当初の提案は、その後ソ側は撤回しまして、従来通り八月十日ということに片づきました。そこで、残る大きな問題は禁止区域、それから総漁獲量、この二つでございます。これにつきましては、福田大臣が何べんもイシコフ漁業大臣と會つて、これは高橋代表も同席されて折衝をしておるわけでございます。現在までのところ、禁止区域につきまして、先ほど申し上げましたようにソ側が少しづつ譲歩をしてくれておられますけれども、まだ妥結には至つておられない。それから総漁獲量につきましても、ソ側は五万トンという、非常にわが方としては、本年のわが方の自主的規制策なり、国内措置を整えていたこの態度について、はなはだ意外とする五万トンを提案したときその後出しておりました。これにつきましては、イシコフは日本側がいろいろな規制措置をのめ、いわば自分たちの出しておる規制措置について、これが話し合ひがついたら漁獲量を出そうという態度に出ておられます。従つて、最近十日間、あるいは二週間と申しますか、福田大臣とイシコフと會談におきまして、最終的に総漁獲量と禁止区域の問題をめぐりまして非常に難航を続けておる。この禁止区域につきま

しては、先ほどから申しましたことをちよつと図面で簡単に御説明しますと、当初、昨年の妥結しました禁止区域がこういう線でございます。ここが三角の大きな地帯、これは非常にいい母船式の漁場でございますけれども、昨年もソ側の強硬なあれでついにこれは譲歩してこういう禁止区域になりました。ところが、ことしの当初ソ側の禁止区域の提案は、こういう膨大なものでありまして、しかも、これが四十五度規制区域の南に五度たれ下がつておる、こういう提案をしてきたわけでありまして、御承知のようにこつちにもあるやうでございますけれども、現実には遠距離でありましてあまり操業もできない、こういうことでこの辺が最もいい漁場でございます。そこを全く閉鎖しておる。しかも、区域外においては禁止区域の提案をしておる。これはいい流れ網、はえなわの漁場で、中部以南は流れ網の漁場でありまして、そこでわが方としては、こういうあれに對しては、審議の対象にならないというので、全く沖取りの否定である、しかも、さつき申し上げたやうに、沖でとる魚は小さな魚をとるので非常に不合理だ、それをこんな沖でとるのはおかしいじゃないか。ところが、その後における會議におきまして、こういうふうに向こうは非常に譲歩を示したわけでございます。ところが、次に第三次に、ここを最初切つて、結局今残つておるのはこういうあれでございます。簡単に申し上げますと、これは昨年通りでございますが、この部分とこの部分と、この三つが現在残つておる大きな三つの区域、三角と四角とこの東の張り出し、これは新聞で御承知の通り

であります。そこで私の方としては、カムチャツカの漁場のマスの保護を向こうは初めから言つておる。こつちはそんなに悪くないのです。むしろここはよかつたのです、去年は。ところが、ここはカムチャツカに行くマスの魚道じゃない。これは魚道じゃない。これはおかしい。ここをあけられれば、あまりいい漁場じゃないらしいです。そこでここをあけた、あけた、大譲歩をしたと言つておられますが、これはカムチャツカに關係がない。こういうことはおかしいじゃないか。しかも、北海道漁民の流れ網の、小型の流れ網漁場を全面的に規制区域内として閉鎖する、これは譲らない。ここにつきましても、これはマスの漁場じゃない。紅や白なことは非常にいいわけですが問題はな。だから、ここについては問題はない。ところが、ソ側としては、この辺はまだわれわれとしては絶対にのめないというのを強く主張しておるわけでありまして、まん中にございまして、ある程度日本側としても考へるが、しかし、こういうことを言ひますと、そこはやはり流れ網の漁場である。これを全面的に閉鎖する、大型の船を閉鎖するというところは困る、こういうことで、この辺が現在のところ禁漁区域についての最大の難関になつておるわけでありまして、そこで、ソ側としては、この問題と漁獲量、これはもちろん当初から予想したわけでございますが、この両者関連しつゝ、日本側がこの程度のむづかひだといふことであるのじゃないか。この点はおそろくきのうの福田・イシコフ會談、これは最終的にはありませんでしようが、ここの一両日中に最終的な結論が出

る方向にある、こういうふうに思っております。

大体ごく大ざっぱに言つて今申し上げた通りでございますが、私どもとしては、これは例年でありまして、ことし、ことにわが方として向こうに、従来からやつておるバナナのたき売りのみないなことはよろじやないか、もつとさちつとしたものでよろじやないか、これは本来さういふ性質のものじやないのです。たとえば資源論について、これは共通の場を持たないから資源論が並行である。これはほとんどお互いに科学者が長期駐在するといふような方向で、お互いに資料を同じ場に立つて調べるといふような提案を日本側もしなければなりません。従つて、科学者が場合によつては母船に乗つてもよろしいという提案、さっきの網目の問題につきましては、これは合意に達しまして、日本の調査船にソ連の学者が若干名乗る。ソ連の調査船に日本の科学者が乗ることが望ましい。これは現実を実現するかどうか、日本側としては乗つて行くつもりであります。さういふふうに日本側としましては、今年には国内航路も整備して参る。漁獲量の提示につきましても、現実的な数字として八万五千トンという相当きりぎりしにほつたところを出したのも、要するに日本側としてあまりかけ引きと申しますか、バナナのたき売りのみないなことをしたくない。これは本来さういふものじやないといふことで説明を言つたつもりであります。ソ連は今の禁止区域の提案について、御承知のようにとんでもない大きな提案をして、それをちびりちびり削つては譲歩したと、きよりの朝刊に

も出ておりますように、ソ連譲歩、また譲歩と、いつもソ連が譲歩といふことに出るというところ、これははなはだわれわれとしては好ましくないことではあります。さういふことは今後、きょうで九十九日、さういふた長期の交渉といふものも今後やり方を変えるべきじやないかといふことも別途いろいろ話は出しておるわけでございまして、大へんまとまりが悪いのでございまして、また御質問によりお答え申し上げます。

○委員長(堀本宜実君) ただいまの説明に対し御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○千田正君 今、長官の御説明によつて大体わかりますが、いつも最終的な問題になりますと、禁止区域をある程度容認するか、あるいは漁獲量のある程度向こうの言ひになるか、どつちかという問題に追ひ詰めてらる。本年もさういふ状況に立ち至つてきていますので、ただいま御説明のあつたようないわゆる四十五度から南の方へたれ下がつたところを一応切る、切つて、今のじぎざぎざ行進のような箱型になつた点ですね、これも全然日本側が主張するように認めないといふ場合を想像した場合において、漁獲量に対してある程度こつちの要望の通り、向こうが折れて出るかどうかといふことはわれわれは非常に疑問に思ふのです。この点をどういふふうに考えますか。全然日本側の主張をあくまで通す。昨年の禁止区域までのことは了承するけれども、それ以上の禁止区域は日本側としては承服できないのだ、これは前から主張しているのです

ね。同時に、もう一つは、魚道を向うでは盛んに言つておるのです。魚道をあけることは、ある程度妥協しうじやないかといふことをある程度言つておるじやないですか。さういふ場合において、これは想像であつて今からどうだといふことは言えないとしまして、心がまえを一応伺つておきたいと思ふ。

○政府委員(西村健次郎君) 今、最終段階になりました非常に重大な段階でございまして、福田大臣が向こうでいろいろ御苦心なすつておると思ひますが、基本的に申し上げれば、わが方としては、禁止区域あるいはその他の規制措置といふものをどんどんかけられるといふことは好ましくありません。従ひまして、さつき申し上げたように、非常に国内の自主的な措置といふものにとることによりまして、たとえば区域の拡大ですね、区域外の問題、区域の拡大の問題、これははねのけて、向こう側も折れたわけでありまして、ただ問題は、これはやはり二国間の、この条約の建前そのものが、話し合ひができておるという前提のもとに条約が作られておりますので、その辺との関連、かね合ひといふものが非常に微妙なものがあつて、それから、ソ連側としても、これは単に他の目的、あるいはまあ極端にいへば、さういふ邪推もできないこととはありませぬけれども、やはり一応はソ連側としても、カムチャツカなりの漁民の感情という、ソ連はソ連なりの一つのものに立脚して、われわれとしては納得しにくい、非常に納得しづらくもあつて、その辺のところが、さつき申し上げたように、必要もある場合

もあろう、これはいろいろ批判も出てくると思ひますけれども、やはり去年の三角地帯の問題といふものもさういふものであろう。従ひまして、それと、漁獲量もさういふふうに出てくるかといふことを私は今ここで必ずしもはつきり申し上げるわけには参りませぬけれども、まあ基本的にはいへば、やはりわが方として、これだけいへば、母船の再編成なり、以南の流しなり、それから漁獲管理の強化といふことをやる以上、相当な漁獲量はなくては非常に工合が悪い。それから規制措置についても、禁止区域等についても、今後に差しさわりのあるようなものは困る。ただ先ほど申し上げましたように、まん中の点につきましては、魚道的なものややはり二国間で話し合ひをつけるといふこともさういふ問題もありまして、そこで、福田大臣から、もし漁獲量についても変にこれをソ連が改訂する用意があるならば、魚道的なもの、ソ連の言ひの非常に広いものじやありませんから——といふものは考慮してまい。この点は二国間で話し合ひをつけるといふ以上、やはりある程度何か考えなくちゃいかぬのじやないか、さういふ情勢でございまして。

○千田正君 私二つの点で特に伺いたいのですが、それは先般高橋代表がお立ちになるときに、東京空港において、高橋代表との間に私一応話し合ひをしたのですが、今度行く場合において、特に日本側として主張していきたいのは、沿岸の安全操業といふ問題、これはどうしても打開していかなければならぬ。この点と、日本の代表諸君が考えておるのは、全然この安

保条約に関連した政治的な背景はないのだ、あくまで純粋な日ソ間の漁業問題に限定して、お互いにその協議をして行かれたらうであります。この審議の経過をわれわれはいろいろ振り返つて考えたり、あるいは研究してみますと、必ずしも私は政治的な背景がないとはいへないと思ふ。そこで、特に私が考えておるのは、この漁民の、北海道沿岸の漁民の安全操業、これはもう完全にシャット・アウトされている。今度の案も強く主張しているのだが、それがどうにもならない。これはどうにもならないとするならば、当然その流し網、はなわ等におけるところの禁止区域以外における短距離における操業を主張してくるだらうと思ふのです。日本の漁民としましては、さういふ点の調整を水産庁としてはやはり考えてあげなければならぬ。この点どういふふうな安全操業はやつていくか、どういふ点まで折衝ができるか。政治折衝ができた場合に、沿岸漁民の行き先はどうなるのか。流し網あるいははなわにおけるところの漁業はどういふふうな今後転換していくか、さういふ点について長官の考えと、それから、今の安保条約と関連しました国際政治関係の問題が影響しておらないかどうかといふ、さういふ点において、長官の考えを伺つておきたいと思ふのです。

○政府委員(西村健次郎君) いわゆる安全操業、あるいは近海操業と申しますのは、まあ根柢あるいは花咲、あゝあたりを根柢とします漁民が、歯舞、色丹、国後、択捉において、一番近くに接岸してコンブを採取すると、ある

いは帆立貝とか、その他のカニとかといふものをとる漁業であります。この問題につきましては、実は一昨々年以來、門脇大使がソ側と交渉して、それがデッド・ロックに乗り上げていたという事情は御承知の通りであります。ただこの問題は、はえなわなり、流しのこととはちよつと別途の問題でございます。はえなわ、流しにつきましては、大小いろいろございまして、五トン以上からございまして、これにつきましては、安全操業とは別でございまして、われわれとしてはその条約締結のいきさつから見ても、小型の流しの漁船の漁場というものはこれは確保しなければならぬということ、先ほど申し上げましたように、西側に三角形に突き出した区域を禁止区域にすることにございまして、これは強く反対しておるわけでございまして、あの点を禁止区域として認められる場合におきましては、小型の流しの連中、あるいははえなわもそうでございまして、これははえなわもございまして、流しの連中は、規制区域内ではできないということになる。区域外ではできないということになりますので、この点は強くがんばって、もちろんこの点は福田大臣以下代表団も十分心得られて、この点は、会議の経過等を見ましても、強く主張しておるようでございます。

それから今度の交渉は安保問題その他の国内情勢というものに関連ありやなしやということ、私からお答えする限りでもありませんし、私はお答えする能力も持っておりませんけれども、ただ向こう側において現在までとられておる向こうの態度としましては、私として観測しますところ、あるいは誤つておるかもしれないけれども、少なくともそういう安保と関連してこの問題を提示してきている、こういうふうには見られないわけでございます。これはもうだいたい前のごときでございます。この書簡の出た一月の二十七日ごろに、塩見顧問がパーティの席上イシコフと話して、お前の方はあいう態度で日ソ交渉もやるのかといつてちよつとからかつたところが、日ソ交渉はこれはもう全然別のやつだ、漁業交渉、条約に基づくものであるということ、これを強くイシコフが言つたそうでございます。私は、ソ側も安保の問題とこの問題とからむというこはしてないし、そういう性質のものではない、こういうふうには考えます。

●千田正君 もう一ぺん最後に私は一点お伺いしたいのは、最近の首脳会議の目標として、いろいろ平和的な問題の解決への足がかりが出てくるわけでございますが、その直前に、今度の飛行機のいわゆるスパイ事件というやうな問題が起きてきた。そうしてこれが国際的な政治に非常な影響を及ぼすことは、これはもう何人もいふまでもないのであります。特にこの北洋における、北太平洋における将来の問題として、この外交の影響が相当受けてくると思ふのですが、こういうことに対しては、日本としても慎重に考えなければならぬのじやないかと思ふのですが、たとえば日米加の漁業の問題、あるいは、たゞいま議題となつておる、また先ほどから御説明承つておりますところの日ソ漁業の問題等の平和的な産業に対しましても、この問題は相当影響を及ぼすものとわれわれは観測するのでありますが、長官としてはこの問題は何か関係がなさそうに思われますか、どうですか。この点も念のために承つておきたいと思ひます。

●政府委員(西村健次郎君) 私はU2号事件といふのは新聞の知識以外に全然知識がございせんので何とも申し上げられませんが、いろいろソ連といふもの、これが日米加と、アメリカ、カナダ、ソ連と日本といふやうなものが、北洋における漁業についていろいろな面で今後微妙な関係が生じてくるであらうという、こういうことは十分予想されます。それに対するために、わが方としてもいろいろ考へて参らなければならぬ。いろいろソ連は漁業について非常に積極的に今進出してあります。現にその点が問題になりつつあることもわれわれは関知しております。それはそれとして、もちろんそういうことをございしますが、ただ一方、日ソ漁業委員会につきましては、そういうふうにはソ側の主張は、先ほど申し上げたように、非常に一つの目的にすべてを集中して理論づけをしていくということではございすけれども、たとえば資源状態の評価といふやうな問題につきまして、一つの方法論といふものは、大体今年合意を得たと、これは一つの進歩だろつと思ひます。その線に沿つてお互いに科学的な調査を同じいこと、これは本来条約上あるべき姿で、当然といひますけれども、従来なかつた一つの進歩である。それからさらに、先ほど申し上げましたように、漁業の調査のために科学者をお互いに交換しよう、こゝ一、二年やつておられます科学者の交換、これも合意を見たいので、これらの点をお互いに対立するといふ問題ではなしに、やはり共同してやつていくということに基盤を置いてやつていく問題だと思ひます。この点につきましては、相当私は今年の委員会ではいろいろ漁獲量、あるいは今のような規制措置については、日本側としては、ソ連はソ連なりに非常に大きい不満がありますけれども、そういう問題については、今後における一つの大きな進歩をこの委員会では見ておる、こういうふうには考えます。

●藤田進君 先ほどの経過、見通しの結論の長官の所見が若干奇異に私感いたしますのは、禁止区域と総漁獲量の二つが問題になつて、かなりの懸隔があるわけですね。ところが、こゝ一両日で何とか解決を見るものだらうという所見ですが、それには何らかの根拠がなければならぬと思ふ。その根拠を示されたい。

●政府委員(西村健次郎君) 私がこゝ一両日で解決するだらうと、これはそう申し上げたと思ふすれば、それは非常に言葉が少し早まつたと思ひまして取り消さしていただきたいと思ひます。ただ問題は、むしろ客観情勢が、すでに昨日独航船四十隻は函館、釧路に集結が終つてゐるし、本船も全部十一日には集結するといふ国内情勢といふもの、これは漁期といふものと関連いたしますので、これからむしろ私は何か妥結をこゝ二、三日中といふふうに目標をつけるということとはどうしても必要になつてくるんじゃないか。ただ、そこでこゝ二週間來のソ側の態度、ことにイシコフは非常に強いものがあつたけれども、まあそれは依然としてこゝ数日、今後絶対変わらないものであるかどうか、その辺は私もまだわかりかねるのであります。今せつかく福田大臣が最終段階——私、いすれにしても最終段階と申して差しつかえないと思ひますが、折衝しておられるわけでありまして、その辺につきましては、私はかれこれこれ以上申し上げるのはいかかと思ひます。

●藤田進君 フルシチョフ首相に執拗に意見を求めておられる。これがまだ昨日の段階では明確になつていない。好意的に取り次ぐといふ程度と私は聞いておる。この目的は純然たる資源論に立脚してお互いにやろつといふこと、双方の全体の外交といつたこととでなくして、あなたの今、千田委員の質疑に対する御答弁でも、日本の国内の諸般の外交、この連鎖反応といふものではないという立脚があるとするならば、フルシチョフ首相に会つて、代表団がいろいろ踏み込んで行かれるのかどうかかわからぬが、その主眼とするところはどういふふうに見ておられるのか。フルシチョフ首相に会わんとするその目的なり効果をどう見ておられるのか、あなたは思はれてゐるのか、ただしい。

●政府委員(西村健次郎君) 私、実はフルシチョフに会う手続をしたと、新聞にはそういうあれが出ておりますけれども、公電は全然入っておりませんし、また福田大臣がどういふ観点、あるいはどういふ話題を持つてフルシチョフにお会いになるか、私全然承知しておりませんので、今私がそれに対して申し上げることはちよつと差し控へたいと思ひます。

○藤田進君 それはあれですか、いわゆる公電ではなくても、現地の報道機関の電報なりということでもござらんになつていないのでしょうか。私はまあその限りにおいて知るわけで、これが全然根拠のないものとは思わない。同時に、フルシチョフ首相に会うというのは、せつかくモスクワに來たんだから宣伝効果をねらつて個人的に顔を見ていこうとか、そんなことではなからうと思つたのです。一応いろいろな問題が終つてあつたとして帰るといふならいざ知らず、この最終段階に、ここに執拗に求めていふと解される報道が出ておるわけですか。このことは、イシコフ漁業相を代表とする折衝を終えて、さらに高度な、政治的なトップクラスでの解決を求めようという熱意ではなからうかと、われわれは素朴に、好意的にとるわけです。とするならば、單なる資源論ということだけでなくて、現地代表におかれては、わが国内の諸般の政治情勢といふものがこの交渉の中に反映していると、こうつかんでいふに違ひない。よつてあいつが國柄でもあるし、フルシチョフ首相にも會つて何とか折衝打開を試みてみようといふことではなければならぬと思ふ。全然御存じないのですか、そういふ申し入れをしたことについて。

○政府委員(西村健次郎君) 私は先ほど申し上げましたように、新聞で承知しただけでございます。その動議あるいは目的といふものは、私の承知しました、見ました新聞については書いてありませんので、これは全く私がお答えのできないことを遺憾とします。

○藤田進君 それでは国内と出先の関係、ことにフルシチョフ首相に会おうなどといふことは代表団としてもかなり思い切つた決意だろつと思ふ。また、そのためにはどういふものを持ち込むかといふことであらうかと思ふ。なるほど所管大臣が行つてゐるのであるから、本國と何ら関係なしにすべてを現地で決し得るかといへば、私は必ずしもそうではなからうと思ふ。やはり本國との緊密な連絡のもとに折衝が行なわれていかなければならぬ。とすれば、水産庁長官にはお伺ひがなかつたとしても、他の国内の折衝等に從來関係を持つてきたどこかに、そういう連絡のもとに、少なくとも岸総理であるとか、外交に關連しては外務大臣であるとかといふことも想像し得るので、水産庁長官でその間の事情がわからなければ、わが方一人一つ來てもらつて、われわれも十分その間の事情を知つておきたいと思ふので、それら日本国内の現地との連絡関係の機構なり、從來やつてこられた事情を一つ説明していただきたい。

○政府委員(西村健次郎君) 私が現在知つてゐることは、さつき申し上げた通りでございますけれども、御承知の通り、フルシチョフは國の元首として非常に忙しい。従ひまして、たとへばスチーブンソンでしか行かざりませんでした。フルシチョフに會うために一月モスクワにいたといふ事例もあつたやうです。従ひまして、これがどういふ時点において実現するかといふこともありまして、かりに実現するとしても、従つて、それと交渉との関係といふことが、そう今にわかにフルシチョフと會わなければ交渉が妥結しないのだといふふりにとるべきものかどうか、それは非常に疑問がある、こう

いふふりに思つております。遺憾ながら私はその動機とか、どういふふうな——これはまだ全然向こうから具體的な反応はないわけですから、これについては、私はそれ以上の観測はおそらく無理であらう、こういふふうな考へております。

○藤田進君 私のお聞きしてゐるのは、あなたはそういう連絡がないし、わが方とおつしやるわけですか。国内のこの問題に關して、從來出先の密接な關係を持ちつつ最高方針を、本國の訓令なりいろいろ出している、そういう手続、方法があると思ふので、その実情をお尋ねしてゐるので、どういふものがどうなつてゐるか。私實際のことは知らないのです。が、勝手に出先できめたことではなからうと思ふのです。今言われるように、そう簡単に會えるものではない。四回の事情が遷延を許さないといふことであるにかかわらず、現地のみの裁量で歸りのあいつではなからうと思ふのです。おとといあたりの事情から見ると、そうすれば、外務大臣なり岸総理との關係においてこれにきめられたいものかどうか。從來の本件に關する国内と現地との關係においてどういふところと連絡があつたであらうといふうなところについてはいささつをお聞きしたい、現地の実情といふより。

○政府委員(西村健次郎君) これは私現地の実情と申しますか、これはまあ福田農林大臣が全權を持つてこの問題について所管大臣として行かれた。従ひまして、それにつきまして、どういふふうな態度をとられるか、あるいはどういふ人々に會われるかといふ問題、あるいは、これは農林大臣として代表権

限以外においても、あるいは農業の技術向上といふような問題もかたわら、これは正式のものじゃございませぬ、そういう問題もあると思ひます。従ひまして、これをどういふふうかといふこと等を、今私としては、先ほど申し上げた以上には申し上げるあれもないのであります。その点一つ御了承……

○藤田進君 かりに最終的にこれで妥結するかどうかといふ点になれば、本國とのやはり連絡の上でなさるのだらうと思ふのです。それは水産庁長官のイエス、ノーのあれではなくして、内閣としてのあれをとられるわけですか。だから、そこに行く過程の問題も、重要な問題は連絡がとられていなければならぬと思ふ。とられていないに違ひない。それは一体どことつてゐるのですか。日本の場合、国内の場合。

○政府委員(西村健次郎君) この漁業交渉につきまして、最終的な妥結を、われわれにおきまして、今、藤田委員のおつしやるようなこと、これはチャネルとしましては、もちろん外務省を通じて最高首脳部にまで行つて國內的にとられてゐるのです。これは当然でございます。ただ、今申し上げましたように、時期も迫つております。また論点は漁獲量と禁止区域にしばられてゐるわけですか。昨日の會議、福田・イシコフ會議、午後の分については新聞に報道がない。また公電もわれわれの方に入つていない。それらの点とここ二、三日の動きといふものは微妙であり、そこで大きく判断がされると思つております。そこで、それらの経過を今二、三日の動きによつてはここで解

決するといふ場合もあるかと思ひます。その辺につきまして今こうだといふふりに予断をもつていいますか、その一つのフィックスされたところで、私の想像で、これはフルシチョフとの會見といふものはどういふふうにか考へるわけにはいかないのじやないかと、こういふふうにも思ふわけです。御了承願ひます。

○藤田進君 そうするとあれですか、言葉をかえて言うならば、フルシチョフ首相に本件に關して打開する意味をもつてやつたかやらないかわからないといふことなんだが、われわれの見るところでは、それでなければならぬと思ふ。だとすれば、申し入れるとすればここにやはり有力なものを持つてやるわけですか。それは外務大臣との連絡の結果やつておると見るべきであるか、出先が單にそういう手段を考へて実行したにすぎないものか、どうなんですか。

○政府委員(西村健次郎君) これは私そういう非常に機微な点について、あるいは承知しない点もあるかもしれせん。いやしくも所管大臣として、外務大臣として福田大臣が全權を持つて行かれる以上、いろいろなあるべき場面も想定されます。その場合に想定される大きな点につきましては、これはもちろん總理なり御相談があつたことと私は想像しております。当然そうだったと思つております。そういうワク内において、任務のワク内において福田大臣がやるということとは当然だろつと思ひます。

○藤田進君 外務大臣を呼んでいただけませんか。

○委員長(堀本宜実君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(堀本宜実君) 速記をつけ

○小笠原三男君 さつきからのお話
を伺つて御苦勞のほどはよくわかるの
ですが、長官もおつしやる通り時期が
切迫しておる。そうして煮詰まつたこ
ころは操業禁止区域と漁獲量の問題、
うらはらの関係で何らかの形をとると
いう段階にあると思う。どういふので
すか、今根拠地に集結してスタートを
待つておる漁船規模は、何万トンの漁
獲を予定して許可を受けて待機してお
るのですか。

○政府委員(西村健次郎君) これは待
機してまだ出漁しておりませんから、
許可証はまだ発給しておりません。こ
れは漁獲量が委員会できまつた曉にお
きまして、それに基づいて母船式につ
いては漁獲量を割り当てる、こういふ
ことになっております。

○小笠原三男君 それが八万五千ト
ンが最低のぎりぎりの線で採算に乗る
と申しますか、ベースに乗るといふ程
度の規模ですか、今準備されておる漁
船は。

○政府委員(西村健次郎君) これは根
本的な一つの漁業許可とか、許可漁業
に対する考え方とも関連するわけで
す。私どもとしまして、何万トンであ
れば、何トンであれば一隻当たりい
いか、これは生産費を償えないから補償
する、あるいは償うからよろしいとい
う立場にはなつておらないわけでござ
います。ただ実際問題としまして、何
トンであればいいかということ是非常
にむずかしい問題でございまして、た

たとえば独航船四百十隻、これはいろ
ろでございまして、トン数は何トンであ
ればいいかということは容易に結論が出
ないむずかしい問題であります。われ
われの方としましては、八万五千トン
はぜひ確保したい。しかし、これは二
国間の話し合いでもございまして、そ
の辺の点は話し合いを最終的に詰める
必要もあるかと思ひます。いずれにし
ましても十二船団、四百十隻の独航船
であれば、これは従来よりはよほど規
模も小さいわけでございまして、その
の辺のところは何トンとればどうとい
ふふうにはつきりし申し上げられませ
んけれども、その辺も見合つて八万五
千トンは要求したわけでございませう
けれども、まだ十分話し合いの結果とい
うものと関連しつ一つその辺は考え
たいと、こういふふうに思つておりま
す。

○小笠原三男君 これは非常に奇怪
な話を聞くのです。その程度のこと
なら、八万五千トンほしいという強硬
な要求の背景としては非常に薄弱で
はないか。八万五千トン程度がなけ
りや、本年度の操業準備をしても、そ
れらにも甚大な被害もあらうという点
も相当大きな理由になつてもいいじや
ないですか。それから過去のあの大幅
な補償の問題等で騒がれた例等
もあるのですから、今のようなお話を
聞くと、やはり禁止区域といふものを
ソ連側に譲歩せしむる場合には、八万
五千トンよりも漁獲量は下がる。ある
いは八万五千トンの漁獲量を一応認め
るとあれば、禁止区域の方を日本側と
して認め、そして実際としては禁止区
域が拡大したので、八万五千トンの許
容量はあつても、その漁獲は不可能に

なる、そういうようなことも想定され
る。いずれにせよ、妥結するといふこ
とは、今日において八万五千トンは確
保されるのだ、そういう見通しという
ものはあなたの今の話からいつても感
じとれない。何かうらはらの関係に
ある二つの条件のどちらかが譲り合
ふといふ形でしか妥結がないものと思
われる。どうなんですか、その見通し
は。

○政府委員(西村健次郎君) 今の御質
問にお答えする前に、逆を申し上げれ
ば、われわれとしてここできまること
は、たとえば生産費を償ふといふ程度
であれば、それ以上はとらないのだと
いうことじゃないわけですか。これは資
源量といふようなものから見て、日本
としてはこれだけとつていい、だから
八万五千トンより十萬トンでもそれは
多いほどいいわけですか。ただ、日本と
しては、ぎりぎりのところ八万五千ト
ンから、そこで、小笠原委員はそれは
おかしいじゃないか、こういふことで
ございまして。われわれとしては、八万
五千トンを絶対に確保するといふこと
で強い態度ですつとつております。

それだからこそ、今まで話が相当ここ
でもんでおるわけでございます。しか
し、最終的な場合におきまして、私は
もちろん二国間で、これは先ほど申し
上げましたように、漁業条約という、
話し合いがつくという建前をやつてお
りますので、そういう建前のもとにこ
の条約が作られておるのです。従つ
て、話し合いがつかない場合はどうす
るというふうな処置もきめられておら
ないわけでございますので、その辺と
の関連におきまして、しからば、その
八万五千トンぎりぎりの線を一トンで

も割つたらこれはけ飛ばして帰るの
だ、こういうことでいくのかどうかと
いふ点、これらの点が私は福田大臣は
非常に御苦心のところだろうと思つて
おります。ただ、私は現実の問題とし
て、そういう問題も関連しつ一つその問
題は考えなければならぬ。ただ、そ
のことが何トンでもいいのだ、八万五
千トン幾ら引いてもいいのだという、
そういうことを申しておる趣旨では毛
頭ございせん。われわれは八万五千
トンは確保したいといふことで、この
八万五千トンを切り出しておるわけ
でございます。

○小笠原三男君 ではその八万五千
トンを漁獲量の方を確保するといふこ
とになつて、禁止区域の一部でも、先
ほどお話しになつた三カ所のうち、こ
れも譲歩し合ふといふことでどこかが
拡大されるということになれば、八万
五千トンの漁獲がそれでおかつ見込
まれる、そういう見解なのですか。

○政府委員(西村健次郎君) 私は、今
禁止区域の最終的なものはどういふと
ころにきまるか、これはわかりません
し、この程度ならどう見込まれる、そ
ういふような数字は相関的にすぐ答へ
が出る性質のものじゃないと思ひま
す。しかし、はつきり申し上げられる
ことは、ソ連の当初の提案のごとき広
大なる禁止区域であれば、これはもう
先ほど申し上げたように、五万トンも
確保できないといふことは言えます。
それ以上現在禁止区域はどの程度だと
いうようなことは、これはきわめて最
終的な、微妙な段階でございまして、し
かも、それについてこれならこうだ、こ
ういふ相関関係はここに出てこない性
質のものでございまして。見込まれる、

見込まれないといふふうに申し上げる
わけにいかない、こう思つておりま
す。

○小笠原三男君 事は外交交渉で
から、妥結の前にわれわれの立場とし
てはこれこれといふことは申し上げた
くない。しかしですね、国内業者の立
場から考えれば、漁期は交渉が延びれ
ばそれだけ短縮される。それにかつて
加えて、かりに禁止区域が拡大する場
合があり、あるいは漁獲量が減るとい
ふような場合がある、こうなれば、予
定された漁獲が確保されないといふ点
からいろいろの問題も起るのではな
いかといふ心配を持つ。それに対し
て、水産庁当局としていろいろな考慮
を払つておられると思う。今それを聞
こうとは思ひぬが、そういうことまで
考えた上でない、この外交交渉は必
ず妥結して帰らなくちゃならぬです
から、あなたがたおつしやる通り、決裂
なんといふようなことはあり得ないの
です。その際に、この外交交渉は失敗
であつたのか、失敗でなかつたのかと
いう議論になつてくると、言を左右に
してその態度を明らかにしない。そう
いふことでは、内閣の責任なんといふ
ものは明確にならぬと思う。過去にお
いてもそうなんです。いつでものんべ
んだらりなんです。ですから、そうい
う、現在あなたがた何と言おうと、二つ
の条件がうらはらになつておるこの問
題において、最悪の場合においては、
漁獲量といふものが日本としては最大
の要件である、そのなか、あるいは
その他の条件の方が将来にわたつて重
要であるのか、ポイントの置きどころ
といふものは私たちもはつきり聞いて
おきたい。また、期待している業者に

おいても、政府がどこに力点を置いて
いるかということを明確にしてもらい
たいと思っているのだと思う。そうい
う意味で、私は八万五千トン以下でも
生産費を償うという場合はあり得るか
もしれぬが、八万五千トンを出した根
拠は、資源の上からもそうであるが、
四百十ばいの独航船のそれぞれの諸経
費、生産費をいろいろ考慮した上で、
八万五千トンは何としても確保してや
りたいという理由も大きな理由だった
と思うのです。だから、それが欠ける
においては影響があるのですよ。その
点はどう措置されるのか。内容につ
いては聞かぬが、十分配慮することにつ
いて政府側の言明があればいいと思
う。力点はどこなのか、万一のことが
あったらどうしようとするのか、この
点をお聞かせ願いたい。

○政府委員（西村健次郎君） 八万五千トンあるいは禁止区域の問題、これらに関連して、これを両者相關關係においてどうもつていくか、その結果どうなるかという問題、これについてはあらゆる場面を想定してわれわれの方ではいろいろ考えております。ただし、ここでどう考えるかと言うことは、これこそ現在における交渉の最も機微の点で、わが方の手のうちを見せることになりますので、私は、現在の段階においては、これについて私がかれこれ申し上げますことはお許しを願いたい、こう思います。

○小笠原二三男君　確かにそういう意味もあるでしょうから、私はしいてこれ以上お尋ねしませんが、八万五千トン實際欠けたら失敗だ、われわれは責任を感じる、こういうことになりますか。一番最初のあなたの答弁では、そ

れらしいことではなかった。八万五千トンはいわゆる要求ではあるが、筆者が八万五千トンなければやっていけないという問題でもない、今の段階でそういう要求をしているのだというふううに聞き取れるような御発言もあったから、私しつこくこれを聞いてきたのです。八万五千トンは絶対譲れない、これが日本政府側の根本的な態度だ、根本的な態度だ、そういうことならそういうふうに御答弁願えばいい。これは機械に触れるも何もないことだ。

○政府委員(西村健次郎君) 私の答弁の首尾あるいは一貫しないところに、これこそ微妙な点がございます点を一つ御了承願いたいと、こう思います。

○小笠原三男君 御了承願つておくと
言うが、私は了承しませんよ。ただ、
言えないということについては了承し

ておいてもいい、今の段階で言えない、ということ。しかし、そういう態度は了承しません。事がどうきまるか、きまつたあとにまたいろいろな方面から批判すれば、それについてはまたそれなりの答弁をする、それなりの態度を政府が出す、こういうことでは業界はどこにたよつたらいいかわからぬでしょう。また国民の立場に立つても、重要な北洋資源について、そういういかげんなことといえはあれですけれども、いかげんなことになつちまつたということになつたら、やはり重大な問題となるでしょう。そういうときの責任問題と申しますか、外交上の一つの責任というような点を明確にさせるといふ点になると、またあいまいになつてくる。だから、前もつて聞いておきたいと思つておるのです。

で、最後にもう一つお尋ねしますか、どんなことがあっても、何日までには日本側としては取りきめをしなければ操業に差しつかえるということを決意しておるのですか。

○政府委員(西村健次郎君) 昨午が十三日に妥結いたしました。十三日と申しますと今週の日曜日であります。おそらく昨年と同じくらいに妥結を見なす。おちやいけないうことで代表団もやっついていくと、こう思っております。

○千田正君 最後に一点、今、小笠原

委員もその点を聞いておるのだが、私も一応聞きたいのは、外交折衝であると同時に、国内においては、国内行政における処置が当然表裏一体となつてこの問題の解決に当たらなくちゃならぬという点においては、何ら疑問を差しささむことはないのではありません

か、小笠原君の質問した通り、ややもすれば、最後にめんどろな問題になるが、これはやむを得なかったと、これほどにもならなかったということ、実際の業者が泣き寝入りする場合、あるいは泣き寝入りしないまでも、その実際のマイナスの責任の松輪というものは、政府がやるのじゃなくして、業者間でお互いの損傷を埋め合わせるなりなんかしくちやならぬところまで迫り詰められていくということが過去においてたびたびあったわけでありました。でありますから、今後のような場合には、明確に、よい結果が生まれるにしましても、悪い結果が生まれたとしましても、政府は責任をもって今後の処置等に対してはやるんだと、こういう心がまえにおいて、やはり明言して差しつかえないのじゃないかと、私はそう思うのです。

が、長官はこの点のことははっきりしていただかなければならないと思うのです。その点をお答え願いたいと思うのです。

○政府委員（西村健次郎君） この問題は、われわれとして、いろいろな状態、発生すべき事態について対処すべきことは検討いたしております。問題は、交渉の機微に触れるということをはっきり申し上げたわけで、これだけははっきり申し上げられると思います。ただ入りし上げられるというものが一トンも切れ万五千トンというものが一トンも切れ

でも、それは補償する、生産費ぎりぎりだということにはおそらくならないだろう、これは先ほど申し上げたように、コストの問題というものはなかなか把握しがいな問題でありますけれども、従つて、八万五千トンというものも、これが一トン欠けても、これはも

うコストを割るのだ、その逆にいえば、日本ではコストぎりぎりのものだという要求をいつものさすのだということとは、むしろ私はおかしいと思う。日ソ漁業交渉において、資源上とれる量は日本はとつていいと思う。従つて、それはその意味でぎりぎり八万五千トン要求したわけでありませう。従つて、これを割つたらすぐそれが補償問題になるということにはなかなか——しかし政府は、それじゃもうどんなことがあつても知らぬ、そういうことでは毛頭ございませぬ。これは具体的な問題に従ひまして、政府としてやるべき措置はやるというふうに考えております。

○小笠原二三男君　それが私はおかしいと思うのです。それが過去において八万五千トンになった場合に、独航船と母船を減らさなければやつていけな

い、そういうことで四百十ぱいなら四百十ぱいというものを操業させる、その範圍ならある適正な利潤も得られ、業界も助かるだろう、そういう根拠も

あるわけでしょう。もしもかりに、資源上から十万とれるとなつたら、四百五十ばいだとか、あるいは五百ばい必ず許可して操業させていいわけなんです。また、そうすべきものなんです。独航船なり母船なりを極度に制限して、一部の者にだけ独占的に利潤を与へるというようなことは、今日の漁業

政策としては成り立たぬことなんです。十万とれる、十五万とれるとなつたら、それだけやはり隻数もふやして、そうしてそれぞれの業界が成り立っていくような方法も、行政としては考えられることだと思ふのですね。ですから、あなたのおっしゃるおっしゃ

り方もあるでしようけれども、われわれから見れば、八万五千トンの現状において予定されているもので、それはぎりぎりのものではないかという感じを持つのです。長官はぎりぎりのものではないのだ、そこには余裕があるのだというようなものであるならば、私はこの交渉の妥結においては、それが七万五千トンになり、あるいは七万トンになつても、それはいいと思う、あなたがとおっしゃるような線なら、われわれはそうは思わぬのです。で、長官のおっしゃる事情も、事情としてはわかるけれども、そういうことが堂々と国内で責任ある長官から言われて工合がいいことだというふうに私は思わぬのですが、どうなんですか。

○政府委員(西村健次郎君) 昨年の秋からことしにかけて、船団の再編成、こういうことで五十ばいの独航船、母

船を四はい減らしたわけなんでありま
す。そこで、現在の四百十ばいある
は十二船団という制度、これがどう
いふ姿のものであるかということにつ
きまして、私はこの再編成は、建前と
して、しかも実質的な、あくまで自主
的なものとして再編成する、これは小笠
原委員がおっしゃる通りに、漁獲量が
常に安定してきまつていけば、これに
ついては、それをできるだけ多くの漁
民に就業の機会を与えることは、こ
れは当然であると思ひます。その問題に
対してはつきりした答へは、遺憾なが
らここ当分は出ない。現在も出てお
りません。自主的に再編成によつて五
十ばいの独航船、母船は別としてこ
れが四百十ばい、これは八万五千ト
ンぎりぎり一ぱいだということが、数
字的にはつきりひつついたものとして
自主的に再編成されたというふうには
聞いておりません。これはそういふ
な答へが出てこない性質のものであ
ります。ただ、最近における、ことに
去年豊漁年であつたのかかわらず、八
万五千トンという数字がきまつたとい
うことで、これは不漁年である、今
後においてもそうこれが大きくふえる
ということはあるまいと思ひますとい
うことになりまふと、四百十ばい程
度にすれば相当な適応性がある、これ
は四百六十ばいより適応性があるとい
うことで自主減少ということが相当に
行なわれたわけでありまふ。かりに今
後漁獲量が数年にわたつてきまつた
ことになれば、それに対応した適正な
規模、隻数等は当然あつて、それは
また別途おのずからさういふ対策、そ
れこそ政府としても、そこについて

はつきり船数を打ち出していくとい
うものであらうと思ひます。

○小笠原二三男君 だんだんよくわ
かつてきまつた、私も。もう少し私に
わからせるために四百十ばいの、八万
五千トン以下の適応性の限界を示して
もらいたい。どこまでが適応性がある
のですか。あなたは適応性と言ひまし
たから、それはその年々の漁獲もある
でしようが、資材器具、労賃、それら
は去年と今年とで安くなったというよ
うなものではない。ですから、さうい
うようなことから考へて、適応性の限
界はどの辺にあるのですか、四百十ば
い……。それを聞けば私しつかりほん
とによろわかる、具体的に。

○委員長(堀本宜実君) 速記をとめ
て。

○政府委員(西村健次郎君) 四百十ば
いの適応性の限界というものは、これ
は私はつきりしたところはないから出
にくと思ひておられます。と申しま
すのは、先ほど申し上げましたように、
昨年でございませうか、八万五千ト
ン、四百六十ばいの一隻当たり百五十六
トンという数字で、このときは全船赤
出漁といふことがいわれたわけござ
いますけれども、実はそのときにわれ
われの調査では、ある独航船は百三十
トンでも十分いける、ある独航船は百
六十トンでもいけるというふうなこ
ともございませう。私は適応性といふ
ことについて、はつきりこの線からこ
が限界だといふふうな数字は、これは
申し上げにくいと思ひます。ただ私の
申し上げたことは、四百五十ばいより
四百十ばいの方が、その適応性の範囲
が広がる、こゝういふ意味で民間の
自主的な減船として、五十ばいの減船
に踏み切つた、こゝういふふうに考へて
おります。

○委員長(堀本宜実君) 速記をつけて
下さい。

午後二時二十三分開会

○委員長(堀本宜実君) ただいまから
農林水産委員会を再開いたします。

午前中に引き続き北洋漁業に關する
件を議題といたします。

午後二時二十三分開会

○委員長(堀本宜実君) ただいまから
農林水産委員会を再開いたします。

午後二時二十三分開会

たが、特に私はこの際、はつきりと長
官からお答えをいただきたいのは、こ
の日ソ漁業の問題は、年々開かれてお
りながら、しかも、日本はだんだん、
だんだん後退しておる、こゝういふ現
実であります。第一回におきましては、
日本側の要求は十六万五千トンに對
してソ連側は八万トン、妥結しました
のが十二万トン。第二回は、十四万五
千トンの日本側の要求に對してソ連
側が八万トン、妥結したのが十一万ト
ン。第三回の昨年は、日本側が十六万
五千トンを要求してソ連側が五万ト
ン、妥結したのが八万五千トン、こ
のように日ソ漁業条約が締結されて毎
年日ソ間の協議が行われるたびに日本
側が後退してきておるという現実を見
ましたときに、本年の状況は、先般長
官から御答弁がありました通り、日本
側の要求が八万五千トン、ソ連側が五
万トン、いずれも一歩も譲らないとい
う段階に來ておるのであります。いろ
んな御答弁がありましたが、いろいろ
わかれは、この際、日本の立場をはつき
りしておく必要があるのではないか、一
昨年は漁獲量を標準とした結論として
は、オホーツク海におけるところの日
本側のいわゆる公海の操業の自由とい
うものを放棄して漁獲量を確保したの
でありますけれども、沿岸の漁民がそ
のため非常に犠牲になつたといふこ
とを顧みまふときに、本年のこの問題
については、一歩も譲らないといふ不
退転の決意を示さなければならぬとい
ふ私は思ふのであります。先般、北海
道あるいはその他におきまして、今度
の問題に對して日本国民の要望として
あらゆる点を考へても八万五千トンよ
りは絶対譲れない、この線を確保して

もらいたいというきびしい要求がなさ
れております。この際さらにあらため
て日本側としての決意のほどを示して
いただきたいと思ひますので、水産庁
長官から、この問題に對する長官とし
ての御決意のほどをもう一回はつきり
明確にお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(西村健次郎君) 午前中
いろいろの御質問に對する答へにお
きまして、あるいは言葉が意を尽くさ
ざる点もあつたかと思ひますので、あ
らためてまた御答弁申し上げたいと思
ひます。ただいま千田委員からの御質
問の点につきまして、これは日ソ漁業
条約に基づきまして、資源状態にかん
がみて漁獲量をきめることでありま
す、その点からわが方としましては八
万五千トンといふものは十分これはと
り得るということでも主張してござい
ますし、打ち出したものでありまして、
従ひまして、この点は過去のいきさつ
ともかくとしまして、これはあくまで
堅持するといふ基本方針をもつて今回
の交渉に對処しておるわけございま
す。

○千田正君 午前中の質疑に對しまし
て長官からいろいろ御答弁がありまし

たが、特に私はこの際、はつきりと長
官からお答えをいただきたいのは、こ
の日ソ漁業の問題は、年々開かれてお
りながら、しかも、日本はだんだん、
だんだん後退しておる、こゝういふ現
実であります。第一回におきましては、
日本側の要求は十六万五千トンに對
してソ連側は八万トン、妥結しました
のが十二万トン。第二回は、十四万五
千トンの日本側の要求に對してソ連
側が八万トン、妥結したのが十一万ト
ン。第三回の昨年は、日本側が十六万
五千トンを要求してソ連側が五万ト
ン、妥結したのが八万五千トン、こ
のように日ソ漁業条約が締結されて毎
年日ソ間の協議が行われるたびに日本
側が後退してきておるという現実を見
ましたときに、本年の状況は、先般長
官から御答弁がありました通り、日本
側の要求が八万五千トン、ソ連側が五
万トン、いずれも一歩も譲らないとい
う段階に來ておるのであります。いろ
んな御答弁がありましたが、いろいろ
わかれは、この際、日本の立場をはつき
りしておく必要があるのではないか、一
昨年は漁獲量を標準とした結論として
は、オホーツク海におけるところの日
本側のいわゆる公海の操業の自由とい
うものを放棄して漁獲量を確保したの
でありますけれども、沿岸の漁民がそ
のため非常に犠牲になつたといふこ
とを顧みまふときに、本年のこの問題
については、一歩も譲らないといふ不
退転の決意を示さなければならぬとい
ふ私は思ふのであります。先般、北海
道あるいはその他におきまして、今度
の問題に對して日本国民の要望として
あらゆる点を考へても八万五千トンよ
りは絶対譲れない、この線を確保して

○千田正君 もう一点、網目の問題が
あるのですが、今回突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求するといふことが、今度突如として
さらにこまかい規制を向こう側から要

求してきております。この問題はいずれにしましても実験をしてみて、はたしてそれは可能であるかどうか。ソ連側が提示してあるところの網目くらいでやったら、日本のマス漁業というものはおそくできないのじゃないか、不可能にひとしいような提案を向こうが出している以上は、われわれは納得できませんので、この点におきまして、あるいは実験の段階にすぎないか、あるいは実戦の段階にすぎないか、次へとソ連側は新手段の問題を提示するのではありませんか、この問題につきましては、この網目の問題などは絶対に日本側は受けることはできない、私はさように思いますので、この点も強く主張していただきたい、この点も要望しておきます。

○政府委員(西村健次郎君) 網目の問題は、午前中に御説明しましたように、六十五ミリにつきましては、本年四分の一やろう、これはもう昨年から話でございます。これはやっております。しかし、本年ソ連側が提案してきまして六十八ミリにつきましては、従来全くこれを使っておりません。従って、われわれとしてはそのデータがない。おそく考えられるところ、私はこれはマスとはとれないだろう。しかし、たださういふことでなしに、お互いに調査して、おそく私とはとれないという結果が出ると思います。これは堂々とお互いに科学者を交換してやる、こういう方針ではつきりした態度でこれに臨んでいこう、こう思っております。

○東隆君 私は、農林大臣がモスクワへ行く場合に、実は二つのことを申し上げて、そらしてがんばってもらうようにお願いを申し上げておきました。一つは、魚資源の確保をするために、どうしても孵化事業を大きく力を入れてやるべきである、こういう問題、それからもう一つは、天敵を退治をする、こういうことによつて魚資源の確保をやらなければならぬ、向こうの方が言っているのはその点でもって押してきておるのですから、これに対して答えるだけの用意をしなければならぬのだ、こういうことで話を進めていくわけでありまして、私はそのときに、もう一つつけ加えるつもりでありまして、たけれども、しかし、これは交渉をする場合にすぐ問題になるのでその点は触れませんでした。それは何かといいますと、例の違反船の問題であります。違反船を、実は日本で非常に違反船の問題に対して適正に罰を加えておらない、こういうようなことのために私は非常に大きな誤解を生んでおるのじゃないか、こう考えたわけでありまして、けれども、これはこの前、東京の会議においてもその問題が出ておりました。しかし、そのときにもわれわれのこの委員会ではその問題をわざわざ持ち出さずにはおいたわけでありまして、さういふような経過もありましたので、あのときにはその問題を持ち出さなかつたのでありますが、農林大臣がモスクワに着くと同時に、向こうの方で言ひ出したのは違反船の問題であります。それで、この問題は今後仕事を進めるのにあたつて、日本では相当強い態度で臨まなければ、やはり漁業問題を解決する場合における条件にはならぬと思つております。そこで、その点についてはどういふようなお考えか、

上げて、そらしてがんばってもらうようにお願いを申し上げておきました。

この点を一つお答えを願いたいと思つております。

○政府委員(西村健次郎君) 本年、まあ従来もそうでありましたが、本年特に私どもとして一つの大きな決心をしましたことは、今、東委員の御指摘の違反の問題でございます。これは条約に基づき国際漁業である以上は、きめられたことをきちんと守らない限り、これは国際信義上も許せない。結局、自分で自分の首を絞める結果になるというところにかんがみまして、本年は、従来もやつておりましたけれども、実効が上からない面もありました。それをより実効を上げられしめる、そのためには、違反が発生しないように予防的な措置もつけ加へる、それから違反した後における処分を厳正にやる、この二つであります。母船式の漁業につきましては、本年から漁獲管理の強化というところで、まず各母船に監督官を、従来は一人でありましたのを二人乗せ、それとしてまた独航船が出漁するに際しましては、現在釧路に集結しておりますが、これらの監督官が出港前にすべての独航船を検査しまして、網を封印をする。ちゃんと言分なものを所持せねばならない。それから、従来はしき等の場合に塩蔵する必要があるというので、各船に二十俵持たしておりましたけれども、本年からそれをやめまして食料としての一俵のみを持たせ、さういふことにいたしました。

製品ができる場合、これが中積み船で日本の横浜なり、いろいろな港に入つてくる場合におきましては、これは検査人の方に委託しまして政府でこの数字を調べる。製品についてもチェックする、さういふような措置をとつておる。なお違反がかりに不幸にして起きたような場合におきましては、これは去年も違反船が二隻ございまして、これは停船命令を発して、独航船で、これは停船命令を発して、直ちに帰港せしめる、さういふ措置をとると同時に、母船側に対してさういふ違反のないように処置してもらいたいといふことも強く要望しておきました。また中部以南の流し網漁業、あるいははなわ漁業につきましても、同様にいわゆる漁獲管理を強化するという措置をやつて、まず第一に、陸揚げ根拠地を縮減しまして、非常に数を少なくするというのをいたしまして、それから船体の塗り分け、これは去年からやつておりますが、これにつきまして、さらに流し網漁船が区域内に入る場合には、その船体の色を、またさらに、その前に塗り分けさせるという措置をとる。まあはなわにございせんから……これはライト・ブルーに船体を塗らせるといふことで、これは無許可船が発生することを防ぐ、これは去年からやりまして、効果があるようです。なお、はなわにつましては、とにかく糸が細いために切れて、針をくわえて魚がいく、損傷魚になるということがございますので、ことしから、さういふいわゆる一

分糸と申しますが、一定の直径以上の糸を使わせるということ制限としてきめております。さういふ一連の漁獲管理の強化措置をことしからやつて参りたい。さらに違反船のないように、厳正にやつていく。さらにこれは日本国側の問題ではございませんが、昨年までソ連側が違反を摘発した場合の措置、すぐ違反船をソ連側の根拠地に連れていくというところ、条約上に基づき違反の場合の通報の仕方、通信の仕方とか、引き渡しの方法はうまく合意ができていなかった、この点につきまして、今別途ソ連側と折衝をモスクワにおいてやつております。まだ最終的には至つておりませんが、だいたいその点は進歩をするのではないかと、従来より格段の進歩をするのではないかと、さういふふうに考えております。

○東隆君 私は、この交渉が問題になつておりますのは、しかし、いずれにしても出港いたしますようになりまして、例の魚価の問題が一番大切なことになつておると思つておりますが、この魚価の問題はどうか見通しですか。

○政府委員(西村健次郎君) 例年、魚価、これは母船と独航船との間の問題であります。この魚価が非常に高くなるわけでございます。母船側は安く買おうとし、独航船側は高く売ろうとする。まあことしどういふ見通しになりますか、これは本質的には両者の間の経営の問題でありますので、両者の間で話し合いをつけるべき問題であります。本年は再編成というものも自主的にやつたといふききさつもありまして、魚価につきまして、母船側もこれは相当考慮しなくちゃいけないという

気分になっておりますし、なおまた、両者間で、従来みたいにえんえんと、出漁して漁期が終わりになつても話がつかないという態勢はおもしろくないので、出漁前に話をつけたという気分になつておりますので、案外近い機会において両者の間でこの問題についての話し合い、これが行なわれる、そうしてそれは従来より案外話がスムーズにいふ場合もあるのではないか、こういふふうに考えております。

まだ具体的な問題として数字までは出しておりませんので、これ以上のことを申し上げるわけには参りません。

○東隆君 私は、それは魚価の問題でこれだけ国をあげてこの問題を心配をし、また政府も非常に力を入れてやっておりますので、私は相当この問題については、政府が中に入つて、そういう調節をとるべきでないかと、こういう考え方を持つのですが、これは根拠その他のものはよくわかりませんけれども、しかし、それをやり得るだけの仕事を政府はやっておるのじゃないかと、こう思うのですが、その点どうですか。

○政府委員(西村健次郎君) 非常にこれは微妙な点についての御質問でございますが、先ほど申し上げたように、魚価そのものは本質的にはあくまで漁船と母船との間で話し合ひで定めるべき問題であらうと、これは本質的にはです、つまりそこに制度的に今行政庁が介入するというふうにはなつておらないわけでございます。従いまし

て、水産庁はこの魚価の問題に表から介入するというわけには参らないと思ひます。しかし、われわれとしまして、北洋漁業、これだけ国をあげて

やつて、しかも、いろいろ自主的な再編成をやつたというよりなこと、これについてやはり行政当局も無関心でないわけでは……、それはもう独航船なり、あるいは母船のことだということでは有りつぱなしで無関心でないというわけにも参らないことあるいはあるかというふうには考えておりますが、それが具体的にどういふ格好をとるか、あるいはまた、どういふふうに進展するかということは今後の問題でございまして、その問題の進展に伴ひまして適切に対処して参りたい、こう思つております。

ト・アウトしたのは、やはりちやうどサケ・マスの漁期にあたつて、いろいろな防衛資料その他各般のものをオホーック海を通じて送り込むというよりなこととも考えなければならぬ。しかも、それが鯨のときというよりなことになる、外部に十分に漏れていく、こんなようなこともあつたろうと思ふ。その当時の一部の考え方の中には、そういう点が非常に多かつた。そういう説も十分にあつたわけだ。だから、今回の場合においても、私は、ソビエトが千島の海域を守るためにあの設定区域を拡大するといふのは、これは非常に大きな希望があると思ふ。その大きな希望を、単なるその漁獲量の一万トンやそこらでもつてまた取引をされるというよりな、そんなようなことになりますると、私は、根室近海における安全操業の問題から始まつて、各方面に非常に大きな問題にこれはなつてくると思ふ。ますます首を絞められるような話が出てくると思ひますので、この点は一つ断固として引かないように一つがまんはつていた

べきだといふ、こう思ふわけでありま

す。この点は一つ決意のほどを長官はつきりおっしゃつていただきたいと、こう思ふわけでありま

○政府委員(西村健次郎君) 今の御質問のうちで、たとえばオホーック海、あるいは先ほど申し上げました三角の西南のところに突出した区域、軍事的な問題というお話でございましたが、私もど

○千田正君 もう一点、途中でこれは種切れになつたようでありま

○政府委員(西村健次郎君) 今の問題は直接日ソ漁業交渉とは別の問題でござい

○政府委員(西村健次郎君) 今の御質問のうちで、たとえばオホーック海、あるいは先ほど申し上げました三角の西南のところに突出した区域、軍事的な問題というお話でございましたが、私もど

○千田正君 もう一点、途中でこれは種切れになつたようでありま

○政府委員(西村健次郎君) 今の問題は直接日ソ漁業交渉とは別の問題でござい

程度にいたし、なお、交渉が国内関係各方面から期待されておりますような成果を達成することができまうよう、政府当局の一その努力を強く要望いたします。

○委員長(堀本宜実君) 開拓農振臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案(閣法第一〇五号)及び開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案(閣法第一〇六号)(以上いずれも予備審査)の三案を一括議題といたします。

まず、去る四月二十八日の委員会において東委員から指摘されました問題点に対し、当局の答弁を求めます。

○説明員(庄野五郎君) 先般、東先生から開拓法につきまして御質問がありまして、この次に答弁することになつておりました。御質問の点は七点ほどあったわけですが、順次御説明申し上げたいと、こう思っております。

御質問の第一点でございますが、基本営農類型による配分耕地面積を見ると、たとえば北海道の場合、一番規模の小さい第三類型でさえ九町歩で、従来の入植者の七町歩よりもこれは大きい、第一類型においては十四町歩ということにさなっているが、政府は開拓農家の適正規模というものをどういうふうに考えておるか、あるいはまた適正規模によって営農類型を法定して、政府は責任を持ってその実現をはかるべきだと思ひが、どうか、こういった御趣旨の御質問だと存じますが、それにつきまして御答弁いたします。

と思います。御承知のように、基本営農類型は昭和三十三年に設定されたものでございまして、従来の営農類型が米麦といった穀類、あるいはイモ等の増産に偏重するきらいがありました。また従来の人畜力開墾を主体としたものであります。開墾進度が非常に遅く、そのため営農の不振を招いていたような経験にかんがみまして、この基本営農類型におきましては、立地条件に応じまして牛乳とか、あるいは食肉あるいは果樹、蔬菜といった、こういったものの生産に重点を置くようにいたします。また開墾も機械開墾によつて一挙に開墾を進めていく、こういったことにいたしまして、従来のものよりは収益性とか、あるいは安定性をさらに高めていく、こういったようなねらいから再検討したものでございまして、現在これをモデル的に北海道三類型、内地四類型で実施いたしておる次第でございます。しかしながら、過去に入植いたしました開拓者につきましては、これを一律に標準的な経営規模にしてその振興をはかるというところは、すでに入植いたしております関係で非常に困難な面があるわけでございます。従いまして、既入植者につきましては、一応安定していると思われるものはこれはいのでございますが、不安定なものが御承知のように七割程度でございます。そういったものにつきましては、三十二年に開拓農振臨時措置法というものを作りました、これの安定をはかつていく、営農振興をはかつて安定をねらう、こういったことで振興計画を立てて、それによつてその営農振興をはかつておるわけでございますが、それ

につきましては、その開拓者それぞれに農家の具体的な実情に応じまして、可能な範囲で最も合理的な営農振興の方策を立てるということにいたしておるわけでございます。政府といたしまして、その改善計画を承認いたしました。また、県知事が承認いたしましたものにつきまして、政府といたしまして必要なる予算的あるいは財政的措置その他指導等を講じまして、早急にその振興計画の達成による営農の安定というものに努めている次第でございます。それで、過去に入植しましたその中でも特に過剰入植で経営規模が客観的に非常に小さい、こういったたふりに認められるものについては、三十五年度から、たびたびこでも御説明申し上げましたように、いわゆる間引きといつたようなことを考えまして、あるいはまた、その付近に国有の未開地がございますれば、それをさらに増地配分していく、こういったような措置も講じまして、経営規模の拡大を一方において、はかつて営農の振興をはかりたい、こういったような考えでおるわけでございます。ただいまのところ、基本営農類型を新しいものについては適用し、過去のものについては振興計画に盛り込まれた内容を早急に実現して、拡大再生産の転機まで政府としてはできるだけの最大の努力をしてみよう、と見ていくところ、こういったような考えでおるわけでございます。まずこの過去のものの振興の達成というものに再重点を置いて今やつておる次第でございます。今直ちにこれについて標準的な営農規模を定めるということとはなかなか困難な問題であらうかと思ひまして、自主的に作られました振興計

画の達成というものに最大の努力を置いている次第でございます。

○委員長(堀本宜実君) 速記をとめて。

○委員長(堀本宜実君) 速記をとめて。

○委員長(堀本宜実君) 速記をとめて。

○東委員 今お答えがあつたのです。私は、面積を類型のようにふやしていくことは非常に困難だ、だから、振興計画によつてその間をばかすのだと、まあこれは言葉は悪いのですけれども、そういうふうな考え方はどうも少し責任がないと思ひます。やはりこの営農の類型を法定することに、農林省の方はやはりある程度農地というものの責任をもち、そしてそれに到達するように努力をする、こういったことは約束してもいいのじゃないか。それをやらぬで、間引きをするというのは、これはもうおそろく耕地面積が足りなくて、そして営農を続けていかれないものが間引きをされるのです。それから約九割、残った優秀なものはこれは何らかの形で持つておそろく土地を増地をしてい

ます。土地を多く持つておられます。これはもう早く離農したものを引き受けておして二倍くらい農地を持つておる者があるのです。そういうふうな形でもつていつておるものが残つておる、こう言つても差しつかえないと思ひます。それで、根室のような所においても、もうすでに戦前に七町五反以上なとというので一時変えたことがあるの

ですが、それが今度のは七町になったのです。そんなような形でもつて、もうすでに戦前に根釧原野の開墾の場合に、耕地面積については非常に足りない、あの方面は十五町歩ぐらい持たせなければだめなんです。こういったようなことはもう既定の事実なんです。それを十四町というところでもつて押えておきますけれども、私どもは、そういうのはつきりしたことがあるのをそれ逃げておるところに私は問題があると思ひます。だから、私は、今残つておる問題は、これから入つていく者はこれは問題がないと思ひます。そこで、パイロット・プログラムなんなの、そういうふうなものに連をしてお、戦後に緊急開拓その他でもつて入つてきた者は非常に不当な条件のもとに入られておる、そういったようなものを適正規模の農家に直していくんだ、こういったことは、これはもう当然の話なんです。日本の全体の農家さ適正規模に直さなければならぬなどと云つておるときに、開拓農家の適正規模がでかいたいの、のだった、これはもう問題にならぬと思ひます。だから、適正規模の経営をやらせるために、せめて開拓農家だけでも農林省は責任をお持ちになる、こういった考え方に立つと、私はこの全部の開拓農家にはならぬと思ひます。ある程度のものは十分にそういった問題が解決している者もあるのですから、先ほど言つたその何割かの農、いい農家は、振興計画を立てなくてもいい農家は、これはごらんなき、耕地面積は確かに初めにもつたときの倍くらいになつております。そして動物もたくさんいてやつておるのです。だか

ら、あの与えられた耕地面積七町歩なら七町歩守って、そして上農になつて開拓農家なんかおりませんよ。だから、その事実、そういうようなことをお考えになれば、これは私の言つてゐることは無理じゃない。だから、せつかくこういうふうに類型を定められたのですから、その類型に到達してゐるものはいいのですよ。到達しないものについては、できるだけ適正な形でもって耕地の交換分合もある場合には起きましよう。そういうようなことをやつても適正規模にさせるんだと、こういうことをやはりさせるために類型を法定する、こういうことをやるべきではないか。これをやらないう困難だからというのは、おそらく金がかかると、それからなかなか容易でないといふことなんですよ。けれども、それでもつて腰折れになつてしまつたら、これはやはり国が開拓農家に対して責任を持つておらぬと、こういうふうに言えると思ふのです。だから、この点は一日本国の農業の適正規模を問題にしておるときに、開拓農家だけでもやれないなんという、そういう腰の弱い考え方はなくて、開拓農家が一番先に一つ適正規模にするのだ。それを特の開拓の途上にある北海道でできなかったら、ほかのところでできるはずはないのですから、これを一つおやりになる意味からも、一つ定めて、法定してやうしてやるのだ、こういうことを一つお考えをお願いしたいと思います。これは農林大臣がおられませんかけれども、政務次官おいでになつておられますから、どうですか、私の話は無理ですか。

○説明員(庄野五一郎君) 御趣旨まことにございまして、御趣旨でございますが、この経営規模の拡大ということは、過去に入植いたしました者につきましては、すでに入植をして農業を営んでおるわけでございまして、この経営規模の拡大ということについては、土地の配分すべきものがあるのかといふたような問題が非常に重要な問題でございます。これから新しく入れる者につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、基本営農類型といふようなもので、できるだけそれを基準にいたしまして、その地帯地帯の実情に応じた規模で入れていくようにわれわれは進めておるわけでございまして、過去に入りました者は、もうすでに定着しておる関係もありまして、その付近に配分すべき土地があるかないか、あるいは新しく取得して開拓者に配分すべき土地があるかどうか、そういう点で非常なむずかしい問題があるわけでございまして、われわれといたしましては、御質問の点はまことにございまして、御質問の点は、たゞ今現在のところ、これを一律に経営規模を上げるといふたような標準を作つてそれに進むといふことは、実際実情としては非常に困難な面に直面するわけでございまして、そういう点はさらによく検討しなければならぬかと、この存するわけでございまして、過去に入植いたしました開拓者につきましては、開墾進捗は、配分いたしました面積に対する開墾進捗は北海道で六割をちよつと越すくらい、内地で八割をちよつと切れるくらいでございまして、全国平均約七割くらいしか開墾進捗が進んでおらない、こういうような状態

でございまして、われわれといたしましては、過去に入植しました者について今一律にそういう規模を上げるといふたような、実現ができるかどうかといふたような目標を掲げるよりは、その開拓者が立てました改善計画を基準にいたしまして、それに中で要望されておる開墾建設工事を早急に完遂する、あるいは配分面積の開墾進捗を早急に完了していく、そういう面からして営農の振興をまず第一段階として進めていくべきではないか、そう思つておる次第でございまして、なお、特別に不振な過剰入植といふたような、客観的に見ても非常に開墾面積が小さくて特にそれはもうやめていけないといふたようなところは、これは先ほど申しましたように開墾を引き直すと同時に、出ていった人は再入植扱いをいたしまして適正な規模に持つていく、そういうようなことをやりたいといふ、この思つておりますし、また付近に国有地とか、あるいは開墾適地があつて未配分になつておるところは、今後取得できるものはそういうものを取得し、あるいは配分し直して経営を拡大していく、そういうように考えておるわけでございまして、今直ちにここで経営規模の拡大を標準化してそれを法定するといふことは困難ではないかと思ひまして、今の振興計画に盛り込まれたものは早急にやうていきたらにほしいという希望も多々あるわけでございます、そういうような問題につきまして、今申し上げました開墾引き直り再配分なりをして実現していき

たい、こういうような考え方でございまして、
○東隆君 私はこの際大てい酪農、あるいは動物を飼ふというやうな、そういう農業経営形態になるのですが、そこで飼料を得られるところですが、これは採草地ですね、そういうやうなものも私は一定の、今度は農業法人なんかもできますけれども、その形でもつて、団体でもつてある程度のものを与える、そういうやうな方法を講じてもいいんじゃないかと、この思ふのですが、それは別途にくつつけるわけですね。形にはならぬけれども、共同の採草地、そういうやうなものを私は開拓地の周辺には国有地がある程度考えれば、対象におけば、ある程度のものは私は得られると思ふのです。また、そういうところを得られないやうなところに入り込んでゐる人は、これはもう根拠原野のやうなところだつたら大へんなところですよ。だから、私はただ表面困難だ、困難だといわれておるけれども、国が態度をはつきりすれば、そういうやうな形でもつて採草地、そういうやうなものを十分に与えて、所有地にはならぬけれども、共同の所有の形でもつて十分経営に効果のあるやうな形ができるのじゃないかと、こういう考え方を待つておるのですが、これは第二段ですけれども、そういうやうな方法を講ずる意思はございまいしょうか。

○説明員(庄野五一郎君) 採草地放牧地あるいは耕地防風林の下草の利用、そういうところにつきましては、現在においても個人配分をいたしますとともに、開拓農協に共同でこれを売り渡すといふたような措置も講じておるわけでございまして、今、東先生の御質問の趣旨は、新たに今後そういう土地があつたらそういう方向にやつたらどうか、こういうやうなお話でございまして、今後国有林についての利用権の設定、あるいは付近におきまして国有の開拓財産がありますれば、そういう共同利用が可能なるように措置して参りたい、こういうやうな考えは持つております。
先般の御質問の第二点でございまして、これは小笠原先生の御質問もあつたかと思ひますが、開拓農振興審議会では何を審議するのか議題を示されたい。それから開拓農振興審議会は、政府案のやうな考え方ではその場を糊塗するやうなことで終わるおそれがあるから、委員も十人では少なく、これをもつとふやうな国会議員等を入れて強力なものにするべきではないかといふたやうな御趣旨の御質問だと存じますが、これにつきましては、まず第一に、開拓農振興審議会においては、次のやうな事項の審議をお願いしたい、こういうふうに考えております。それは第一点といたしましては、振興計画の達成に必要な事項でございまして、先ほどから御質問ありましたが、振興計画によりました過去の既入植者の営農規模をどういふふうに通正化するか、そういう点も営農振興審議会でも十分審議して、何とか妥当な措置を答申してもらいたい、こういうやうな考え方を持つております。
それから第二点としましては、開拓政策の今後のあり方でございまして、既入植者振興対策あるいは新規入植者の政策あるいは増反開墾の取り扱い、そういうやうな問題あるいは今後やうな未墾地を政府

が、国が取得いたしまして開墾建設工事をつけてこれを開拓者に配分する、こういったような考えからさらに建設工事あるいは開墾あるいは住宅といったようなものまでも政府がめんどろを見るような方式に、いわゆる土地改良方式といいますが、そういったような方式に切りかえたらどうか、そういったような問題も論議されておるわけでございますが、そういった開拓政策の今後のあり方を検討してもらいたい、こう思っております。

それから第三点としては、東先生からも御質問がありました、開拓農協の今後のあり方、これをどういうふうにか、そういった問題もここで十分審議してもらいたい、こう思っております。そのほか、開拓農協の振興に關しまして、いろいろ必要なものがあれば審議していただく、今そういったものを考えている次第でございます。

それから審議会の委員でございますが、ただいま法律では十名、こういったことに相なっておりますが、現在考えておりますのは、開拓関係団体、これは中金とか、公庫とか、あるいは開拓者連盟とか、あるいは保証協会、あるいは農協等の、開拓農協の今後のあり方等も審議していただくことになりまうので、農協中央会、そういった団体関係と、それからやはり地元において最も開拓者あるいは開拓農協とも関係のございます市町村関係の方、それから都道府県の関係の人に入ってもらい、そういったふうに入っているわけでございます。また、純然たる学識経験者といったような人も入っていただく、こ

ういうふうに入っているわけでございます。現在のところでは、国会議員の先生方については、いろいろ御意見を伺う機会もございまして、この審議会の委員に入っていただくというところは考えていない次第でございます。

以上が開拓振興審議会の御説明でございます。

○東隆君 私は、今あげられた四つの開拓審議会のいろいろな仕事、これは小さいとは申しませんが、開拓政策のあり方一つ取り上げてみても非常に大きいのであります。しかも、このやり方が、単に今申し上げたような、お話しになったような人たちだけでいい、審議をして、私は実際のことを言う、もう少しこの仕事には予算であるとか、その他各方面のものがそれに追隨していかなくてはならぬわけですね。それで、もっと大きく論議の場を広げていかなければ開拓審議会は非常に弱い。ただ、農林大臣が責任をこれにおつかふせるくらいな程度のものであるんじゃないか。おつかふせられるならもつとでかく、力の強いものにして、そうしてそこにおつかふせた方がいいと、こういふ考えになるわけですね。だから国会議員を入れないという理由は、私は私どもはつきりしないのですがね。私の方は入れるべしというのだし、庄野さんの方の説明は入れないのだ、こういうことで、これはどうも意見の相違になりますけれども、しかし、開拓審議会というものを力の強いものにするというのを考える、今申し上げたような程度のものでいい、言葉が悪いかもしれせんけれども、御用機関みたいな、御用

審議会というふうなものを作り上げたのじゃ非常に弱いものになると思う。国会議員が入るとするさいというふうな、そういったようなことでなくて、もつと開拓の問題を真剣に取り上げてやると、私は先ほどの法定の問題だのなんだの、私は当然審議会でもって、それは法定すべきものである、こういったふうなものが出てくると思うのです。今の形ですと、この営農類型なんかは法定しないことにした方がいいだろうくらいなことになろうと思うのです。だから私は考え方が少し初めから弱腰じゃないかと、こう思っています。

これはこの際、国会議員などを入れて、もつと強力なものを作り上げていく、そして農地局の關係の審議会のうちには……これは一番土地問題に關係をする問題でありまして、基本になるものでありますから、これを一つもつと強力なものに作り上げると、ほんとうの農政が打ち立てられると、こうも考えておるわけですね。そういう意味で、もう一回考え直す必要があるんじゃないかと、こう思っています。はなはだ理由が薄弱のようですけれども、しかし、意味はおわかりだろうかと思うので、これは政務次官のお考えを一つお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(大野市郎君) 国会議員を委員にお入れするかどうかという問題については、ただいまの当局の立案としては、別途に審議の方法があるもので、そちらの方で考えていただいたらいふに、先ほどおっしゃるが、また法制化の問題、先ほど御質問がございましたが、私答をせんで、参事官から答へましたが、理想の形としてわれわれの目標としては、そういう類型

をやはり義務づけて、その線に持つていくべきものと思つておるのであります。先ほど言いましたように、現状に困難な部分があるために先ほどの答弁になっておるのでございまして、御趣旨はわれわれも同感なんでありまして、国会議員の参加いたしたすかどうかにつきましては、法文そのものには別々それらの制限があるわけじゃない、せんので、学識経験者が参加もいたす仕組みになっておりますので、この点につきましては、御趣旨を十二分に尊重いたしまして、さらに検討させていただきます。

○東隆君 検討されるのですけれども、私は議員提案の特別法——例の湿地、特殊土壌の開墾だの、それから積雪寒冷地帯とか、いろいろ法律が出ておるわけでありまして、これらのものは全部国会議員が入つておるわけ、私はこの中には国会議員は入らなくてもいいようなものの中からは、かえつて国会議員を除いてやつた方がいいんじゃないかと思はれるような節があるのかかわらず、政府が提案をされる法律の場合には、実は国会議員はなかなか入れようと思はれない傾向がある、今までの傾向を見ますとね。これは国会議員が入るとするさいというふうな、そういうあれもあるのじゃないかと、こう邪推をいたしておりますが、お考えになるのですから、一つそういったような意味でもつて、要らないようなところにさへ入つておるのだから、この際、こういったような大きな問題には入れて、そして少しく考え方を變えるべきときでないか

と、こういったふうに入っているのです。特殊法案は、これはおみやげ法案と、こういったような時代もあります。それだけに大へん無理なものがあるのです。だから私は、こういったふうなものと一緒にこの問題を取り扱うべきじゃない、こういったふうに入らざるを願ひたい、こう思ひます。

○説明員(庄野五郎君) 第三点の御質問につきましてお答え申したいと思ひますが、第三点の御質問は農協の問題でございますが、開拓農協の現状を見ると、国の下請的な業務だけに終つておるものが多く、信用事業を行なつておるものは、四千八百八十四組合のうち、わずか二百二十二組合という状況で、しかもその大部分が北海道であるという状態であると、従つてこの際、開拓農協のあり方について再検討すべきだと思ひますが、政府としてはいかなる方針を持っておるか、たとえは負債整理組合のような無限責任の組合にして負債の整理をはかつていくという方法もあると思うがどうか、こういった御質問だつたと存じます。

御答弁申し上げます。開拓農協につきましては、お説の通り、非常に弱小なものが多く、組合組織としての機能を十分果たしてないものが相当ある実情でございます。たとえば組合総数、さきに申しました四千八百八十四組合のうち、組合員が三十戸未満の組合が、全国で七〇%以上もございまして、また専任職員を設けておる組合というのは、全体の二割程度にすぎません。こういったような実情でございます。政府といたしましては、開拓農協の整備強化については、かねてから十

分現状を分析し、またその育成強化に努力している次第でございます。たとえば三十五年度でございますが、弱小組合が一町村内にたくさんあるといったような場合には、合同事務所を作りまして、事務処理の合理化をはかっていくといったような方法も考えておりますし、また弱小組合につきましても、これを互いに統合して大きなものにするとか、経済的に成り立つようにするとか、あるいはまた既存の農協に統合していく、そういったようなことも考えて指導して参っている次第でございます。何を申しましても、現在におきましては非常に組合の財務の状況が負債が多い、こういったような状況でございます。その負債もなかなか未整理のものがあるわけでございまして、補導員を設けて、経理の指導をやることに、組合の財務内容について、十分これを整理していくというものが、統合する場合におきましても、また既存農協と一緒にするといったような場合におきましても、まず先決問題でございます。補導員等も一昨年からこれを設けて、この組合経理の整備というところに努力した次第でありまして、今後もそういう方向でやっていきたい、こういった考えでございます。で、規模の小さい組合におきましては、購買、販売、そういったような経済事業を行なうことは、経済単位から申しまして非常に無理がありますので、こういった組合については、経済事業は今後の方向といたしましては、一般農協に統合できるものは移していく、また一般農協に個人加入するとか、あるいは団体加入するとか、そういったことも進めていく方向で、一般農

協のいわゆる事務の中にとけ込んでいく、こういった方向でいくべきではないかと、こう考えております。一面規模の大きい、特に北海道あたりはわりかた大きいのがありましてありますが、規模の大きいものにつきましても、経済事業とか信用事業を十分行ない得るような単位になっているものにつきましても、十分な事業活動ができるように、経済指導その他で指導育成していく、こういった考え方を持っております。まあ、そういったような考え方でありますが、開拓農協を今後どういう方向に持っていくかということにつきましては、開拓農協は経済事業ばかりじゃなしに、先ほど御質問にありましたように、国の補助なり融資なり、あるいは開拓者の申請の取次なりそういった仕事も一面引き受ける、こういった面があるわけでございまして、そういった行政事務的なものと、純粋な組合の経済事業といったようなものを十分よく吟味いたしまして、場合によりましてはそういった行政事務的なものは今までの町村があまりめんどろ見てないわけでございますが、市町村等ともよく密接に連絡をとって、市町村で受け持てるものは受け持つてもらって、経済事業だけについて先ほど申し上げましたような経済単位に達するものは独立し、経済単位以下の小さいものについては、既存農協に統合、一緒になっていく、そういったような方向で進まなくちゃならぬと思っております。昨今は市町村も非常に開拓について熱心なところが出てきてまして、開拓のめんどろを見てくれるようになっております。今後市町村等ともよく連絡を密に

して、開拓協の育成、今後のあり方というものを十分検討していきたい、こう思っております。先ほど御質問にありました開拓農協振興審議会においてもこの問題は取り上げていきたい、こういったふうに考えております。なお、開拓農協を負債整理組合のような形にすべきではないかというように御意見でございますが、現在の段階では開拓者の営農振興をはかるといふことがまず第一に重要な問題であると思っております。開拓農協の問題もこのように観点から検討して参りたいと考えております。開拓者の負債につきましても、制度的な政府の貸付金については今御審議願っている条件の緩和等に関しまして措置法によりまして、これを法人貸ししてきたものは個人の開拓者の負債に切りかえて、さらにそれを開拓者の営農状況によって五年据え置き、十五年、あるいは据え置きなしの十五年、そういったものに整理していく、そういったことによりまして、開拓者個人の営農の振興というものをはかりますとともに、一面法人貸しで、開拓農協がいろいろな政府からの法人貸ししたものの事務的な処理を今までやっておった、そういった面の事務の簡素化を一面はかつていく、こういった考えでおるわけでございまして、まず開拓協よりは開拓者自体の負債を整理してその振興をはかるといふことが先決ではないか、そしてあわせて個人貸しに、直接貸しにするということによりまして、組合が持つていた、いろいろな側面からする事務的なものは簡素化して、経済事業に専念できるようにしていったらどうか、そう

いうような考え方で条件緩和の法律をお願いして参る次第でございます。○東隆君 開拓農協の今後の方向、そういったようなものについてお話がございましたが、農林省、開拓農協を指導するのにとどくらない陣容をもっておやりになっているのですか、開拓農協そのものをですね。普通の場合には、普通の一般の農協の関係とは離れてやっておるようです。従って農地局関係、北海道としては農地開拓部で農地の開拓員をやっておるようですけれども、どの程度の陣容でもって開拓農協を御指導なさっているんですか、私はその点があまり劣弱なものだったら、セクトを分けないで、小さなものは開拓農協に団体で加入させる、そして大きなものについては、これは一般の農協の指導と、これはやはり一緒にやってもやり得るわけです、大きい方になると。小さいのはこれはやれない。そこでそういったものは既設の農協の中に加入してもらい、団体で加入してもらい、そういった形で、そして全体としての意思機関を作り上げる。これで今の開拓連盟のようなものを作れないか、その組織になつていけばいいんですから、意思を十分に活用することができると思ふ、これが一つ考えられ。それから私は、振興計画を作った組合は、振興組合というふうにいわれておるかと思うのですが、その振興組合の仕事というのは、先ほど言ったように負債整理の仕事が中心になる、経済更生と負債整理の問題が中心になる組合です。そこで私は負債整理組合のような仕事を、特命という語弊があるけれども、そういったふうに考えるべきじゃないか、そういったふうに考え

たらいいじゃないか、こういったように申し上げるわけです。だからそれはどういふことかというところ、経済事業だの、そういったようなものは、私は既設の農協協同組合等の関連においてやって、しかし、営農だのその他各般の問題をその振興組合でやるんだというところは、どういふことかというところ、その農家の経済更生計画と、それから負債償還計画を確立して、そして営農を続けていく、こういったことをやるんですから、だからそういった意味の仕事に限定をして、そして農協に関係をした仕事は既設の農協に入れてしまふ、こういった形をとったらいんじゃないかと、こういった意味で申し上げたわけなんです。それで私は一つの方向を、そういったような方向にしたらどうか、こういったことなんでしょうから、負債整理組合のようなものを作るといふよりか、もうすでに振興組合という形でもって述べておられるんですから、その仕事を限定されたらいんじゃないか、仕事をすね。そして開拓農協のような仕事は既設の農協に移していく、こういったふうにして、開拓方面における意思機関としては開拓連盟のようなもの下部の組織、そういったような形でもってやれば、開拓者の意思というものは十分に外へ出るんじゃないか、こういったことを申し上げて、開拓農協に対する一つの考え方を質問をしたわけなんです。だからそういった意味で私の意見はどういうふうにお考えでしょうか。○説明員(庄野五郎君) 御意見の通りに、開拓農協のうちに振興計画、改善計画を立てておられます開拓者がありまして開拓農協は振興組合と申しております。それだいたい組合の指導なり

育成の指導に当たっております職員は、都道府県の農地開拓課の職員と、それから先ほど申しました三十三年から始めております開拓農協の経理補導員、そういった陣容でたまたまやっております。で、経理補導員は、これは振興計画を立てた農家、開拓組合をまでするということで、たまたま大体相当部分経理補導をやっておりますが、さらにこの財務整理まで持つて、組合の債権債務というものを明確にしていったらどうか、そういうことによりまして組合の統合なり、さつき申しましたように開農、一般農協の統合といったものができるんじゃないか、こういうふうなことを、経理補導、財務整理、そういった面の予算を三十五年度も計上いたしまして、来年、再来年度で一つその指導を大體開農振興組合については終了したい。こういうふうな考え方で進めております。

それで、そういった団体加入の問題でございますが、団体加入をやっているもの、それからあるいは開拓者が個々に二重加入をしているもの、いろいろございますが、これにつきましましては、やはり現地の組合の実情等から考えて、自主性にまかせていくのがいいんじゃないかと思っておりますが、東先生の御意見もありまして、今後こういうものについては団体加入の方向にすべきかどうか、これは早急に検討を進めていきたいと思っております。大部分が団体加入かまたは個人加入、二重加入、こういうような形になっておりますが、団体加入で開農協との関係がますます密接になるといふことになりますれば、既存の農協のいろいろな事業

の利用ができるということになります。それは、その方向に進めるべきじゃないか、こういうふうな考えております。

負債整理の問題でございますが、負債整理の問題につきましては、これは個人負債については、御承知のように自作農資金で、これは組合と関係なしに切りかえていく、こういうことであります。政府資金あるいは公庫の資金等は現在までは法人貸し、こういうことで組合を通じて転貸しているものの関係でございます。今度の緩和法ではこれを直接貸しに切りかえていくということになります。組合の債務は、国との関係においては離脱するわけでございまして、なおその個人の債務の償還についてはめんどうといたしてやらなければならぬと思っております。現在において事務局から直接切りかえまして政府資金については開拓者に督促をする、そういうふうな格好になっております。めんどうは開農協を通じていろいろ今までのものはやっております。そういう面においては、先生の御意見のような負債整理組合というふうな仕事は担当するかと思っておりますけれども、負債整理組合というふうな名前とは別といたしまして、直接貸しに相なりまして、場合においては政府と開拓者の間に、取りまとめなり、あるいはその条件の問題等について政府との中間に立つ、こういうことはある。それについては十分開農協等の利用はしていきたい、こう思っております。

○東隆君 今の、貸付を今度は国が直接おやりになるといふ考え方が、

開拓の当初、農林省がとられたのは、直接国が貸す形をとられたはずで、そしてそれがやり切れなくなつて、法律を改正して、開農協を通じて資金の融通をする、こういうふうに変えてきておるわけですね。それがうまくいかなかったから、今度この分に限っては国で直接やるのだ、こういうふうな今度変えようということですね。私はここに問題があると思つて、農林省が今の陣容をもつてして、直接開拓農民に対して資金を融通して条件の緩和なり何なりやるような、そういうような仕事をやるのには、私は非常に陣容が弱いと思う。やはり開拓農協というか、振興組合ですけれども、これは十分に活用して、そうしてやらなければ問題にならないかと思う。政府の資金ばかり条件緩和をやつたら、これはどういふことになるかという、今度のは個人の個人なり、その他の機関から金を借りておる分は、これは本来ならばもう死んでしまつておるようなもの、政府の資金を借りかえしたり、条件緩和することによつて生きてくるわけですね。これは少くも農村の中に入り込んだらすぐそういう点はおわかりにならうと思つて、すけれども、従つて、そういうようなものもあわせてやるのは、ますますもつて農林省の陣容ではできないことになる。だから、この際やはり開拓農協というものを既設の農協に団体加入のような形でもつて、そしてその中で共同の力でやはり整理をする。単に国のものだけ条件緩和するのじゃなくて、それ以外のものについても条件緩和をする、場合によつては、それに対する頭金でも国が世話をして出して、そして個人債務の条件緩和をする、

こういうような形をとらなければ、これは開拓農家を救うことができない。だから私は、そういう点を考えたときに、今度の国が直接やるんだというやり方は、それは開拓農協に対する不信から来ておると思う。これは、個々の開拓農家が開拓農協に金を払うと、開拓農協でよそに使つてしまつて、そして政府に払つていない、こういうような問題になつて、そういうようなことをお考えになつたから、そこで今度国がやるというふうなやられたのですけれども、国がやつたのはもうすでに前で、これではやり切れないというので開拓農協を通じてやるように改正をしております。その結果ここへきておるのではないと思う。だから、開拓農協は、これは協同組合としての人員その他の形からいへばはなはだ弱いものだけれども、しかし、振興組合という形において、先ほど言つたやうに、負債整理あるいは営農の方面の計画、そういうふうなものを確立させるための一つの固まりに作り上げていく必要があるかと思つて、これを作り上げないで、個々の開拓農家を相手にして国が条件緩和をやる、こういうしてみても、これは本物にならない。この点は、私は開拓農協に対する指導誘掖のやり方が非常に弱かつたと思つたのですが、その結果出てきたところのボロを、これを今度手をかえてやろう、こういうふうにも解釈されるので、これは一考を要する問題だらうと思つて、どうですか、この問題は。

○説明員(庄野五郎君) 開拓農協につきましては、政府資金の出し方も、当初は直接貸し、それから今は開農協を通じて貸し付けるといふ段階でありまして、また三転いたしまして直接貸しにする、こういう形になっております。御趣旨の通りでございますが、今御質問の中にもありましたように、債権債務関係が開農協を通じて貸し付けて、現在において非常に又貸しの関係で介済の関係が非常に複雑化して、個人は元金を払つたつもりになつたら、全体としては元金に繰り入れられないで、組合から利子の分だけが払われている、そういった面もございまして、また、組合の中には経理能力が非常に悪くて、だれそれに幾ら貸したかといふような債権債務が明確でないものも多々あるわけでございます。そのために、開拓者といつたしまつても、返済をいたす意欲を欠く、こういうふうな現実の問題もあるわけでございます。まあそういった面から、過去に貸しました分については、これを明確に整理いたしまして、直貸方式に改めると、これについては事務局、農林省が主体になりまして、この整理は三十五年、三十六年においてやつていきたいと、こう思つております。これについては人員等の問題もございまして、事務費あるいは計算機あるいは会計機といったようなものを三十五年度に新しく計上いたしまして、そういう面からする人員の不足といふものは補なつて、過去の分については整理は二カ年で一つやつていきたい、こういうふうな考え方であります。新しいものにつきましては、新規の貸付につきましまして、そういう基礎ができますれば直接貸しといふことに相なるわけでございますが、これはどこまでも権利義務の関係が直接に国と開拓者の間に

できるのでございますが、組合は当然その中にありまして、事務のあつせんなり取次なり、あるいはまとめ、あるいはその達成がどういふふうにするに目的通り使われているかどうか、そういうことよりなめんどりは、組合を通じてやはりこれはわれわれも報告なり、あるいは指導なりはしなくちゃならぬ、こういうふうな考えでおるわけでございます。権利義務の関係を、直接国と開拓者にいたしますと、振興組合はその間にあつて経済事業をやることに、やはりそういう国の償還なり、あるいは新しい貸付の資金が正当に使われるかどうか、そういう指導なり世話なりはやつていただく、こういうふうな考え方でおります。

○東隆君 今の場合に、私は組合を通してやつた場合に、うまくいかなかつた理由の中に、やはり組合が経費を捻出する方法がなかつたことにあると思ふのです。組合員に資金を融通する場合に、組合は何か手数料でもとつておるのですか。多少組合は何かなければお世話もできないし、何もできない。そいつを一つもやらないで、あるいはまた補助金を組合に出さないで、経費に對するそういうようなものをやらないで仕事をやれと、むずかしい仕事をやれといつても、これはなかなかできないから、それで剰余の一策で支払いをしたものを使い込んでしまふ、こんなような形になるんじゃないかと思うのですが、この点どれくらい、年間組合に對して、これは農林中金だとか、それから何か系統金融機関は、けっこう利幅でもつて合ふのです。けれども、末端の方はきわめて金額が少ないし、從つて扱ふ手数料も、これは私は

考えられていないんじゃないかと思うのです。こういう点、どういふふうになつておりますか。

○説明員(庄野五郎君) これは今までは組合に直接貸してありますから、借受人は組合というところになつておりますから、組合はそれを組合員たる開拓者に転貸する、こういう形になつておりました。手数料は出してあります。償還については償還手数料というものを開農協に今出しておるわけでございますが、それは開農協が単位開拓農家から取り立てるための手数料、これは大体二割というところが出ております。今後は直接貸しになりますと、振興組合あるいは単位開拓農協を通じて償還等もやるというところになれば開農協並びに振興組合である末端の組合などにも償還手数料を出し得るようになつております。貸付の方についてはそういう関係でございます。今までは出してないのではありませんが、今度は、しかし、直接貸しということになれば、それが認定をして県の認定によつて事務局から貸し付ける、こういうことになつております。貸付の場合の手数料というものはございせん。なお、補助金とかそういうものについては事務費の範囲で三割とかあるいは五割、償還手数料なら二割、開墾作業なら三割、そういうふうなものであります。そういうふうなものは組合に貸してあるわけでありまして、政府の資金についての貸付手数料というものは出ておりません。

ならぬ。ことに振興計画を写しみたいなものができたらまだ楽な方です。そうじゃなく、もう少し砕いて、そうしてやらなければ政府の金をなかなか貸さないのじゃないか、そうするとその準備は借りの農家そのものがやるのじゃなく、やはり組合がやるのだらうと思ひます。この経費は、開農協としてはこれは相当要するのだからと思ふ。この分について普通の銀行から金を借りたり何かするときはそれは問題じゃありませんけれども、開拓農協のような場合には、これはもつと考へてもらふわけじゃないかと思ひます。貸付をするその事務ですね、それは個人に行くのじゃないかと考へておやりにならなかつたら、私は国がお出しになるのは差しかえないのです、だけれども、組合がまんべんなく使われて、そして自分たちの組合なんだからやるのがあたりまえだ、と言われればそれまでの話なんだけれども、しかし、出てこないのです、経費が。だからその経費をやら考へて、そしておやりにならぬと、今まで開拓農協がうまくいかなかつたのはそういう点じゃないかと思ふ。少なくとも資金の融通の面において相当な仕事を組合がやらなければならぬ。金融機関だって金を貸しません。そういう仕事をやらなければならぬ。場合によつては基本的な調査をやらなければならぬ、そういうふうな仕事です。ね、やはり形式だけの機式の何だのは示されるかもしれませんが、もし、みんなやつてやらなければならぬわけですね。そういう仕事はみんな負担になつてくると思ふのですが、これ

はお考へにならなければ開拓農協が振興組合になつてもうまいかない、こういうふうな考へますので、これは一つお考へをお願いしたいと思います。

○説明員(庄野五郎君) 今後直貸方式に切りかへました場合に、単位農協にどういふふうにより協力させるか、そういうことにによりまして、その点はまた考へなくちゃならぬと、こゝろ思つております。今のところでは、自作農資金と同じように、これは直貸としてやつておられますが、県が認定して、そしてその認定によつて金融機関から借りる、こういうことに相なつております。県に認定費を出していただくわけでございます。そういう場合に単位農協がどういふふうにより協力するか、あるいは下請をやるか、そういうやり方によつては先生のおっしゃる通りに考へなくちゃならぬかと考へます。今までのところは、いわゆる法人貸しで直接組合に貸すということになつております。今後の問題としては検討したいと思ひます。

御質問の第四点でございますが、先般お配りいたしました資料の開拓関係法案参考資料追加という分の三枚目の資料に基づいて先生の御質問があつたと存じます。三枚目の資料は、今お手元に配付いたしましたガリ刷りでございまして、多少計数の計算ミスと記載ミスがございまして、今お配りしましたように一つ御訂正願ひたいと思ひます。訂正いたします箇所は、上層農家と下層農家とございまして、上層農家のところの災害資金、こういうところの四万二千二百九十九円というところがございまして、九千六百円に御訂正願ひたい、従ひまして計画に對する実

績費のB分のAというところは一六・九が間違ひでございまして、七三・〇、こういうふうにより御訂正願ひたいと思ひます。それから政府資金の一番初めの欄でございまして、政府資金の長期と短期とございまして、短期はこれは間違ひでございまして、中期でございまして、御訂正願ひたいと思ひます。それから上層農家の一番下の欄でございまして、災害資金のところのところが違つて参りましたので、計画のB欄のところでございますが、一番最後の計三十五万八千二百一十一円というところが間違ひで、三十二万六千四百一十二円、こういうふうにより御訂正願ひたいと思ひます。それから計画に對する実績比の一番最後でございまして、六八・四が七五・〇、こういうふうにより相なります。それから下層農家の欄でございまして、一番上の政府資金の長期のところの計画のBの欄でございまして、九万五千二百四十円となつておるものが間違ひでございまして、五万八千八百八十円、従ひまして、五万八千八百八十円、従ひまして計画に對する実績比のB分のAが六一・〇が間違ひで、九八・〇、九八・〇、こういうことに相なります。それから下層農家の下から二行目の一般農協資金というところの四六・四というものが間違ひで、四六・四でございまして、下層農家の一番下の計画B欄のところが、政府の長期資金が違つて参りますので、二十七万一千四百六十六円が間違ひで、二十三万四千八百六十六円、こういうことに相なります。従ひまして、計画に對する実績比のB分のAというのは七二・三が間違ひで、八四・〇になります。まことに恐縮でございまして、以上御訂正願ひたい、こゝろ思つております。

それで、この欄について東先生から借入金の対比表を見ると、上層農家有利な資金を、下層農家が不利な資金を借りておるようで、貸付の適正を欠くのではないか、こういう御指摘が平均した数字でございます。算術平均すること自体にも問題があるかと思いますが、一応の指標として考えられるのじゃないかと、こう考えております。

平均した数字でございます。算術平均すること自体にも問題があるかと思いますが、一応の指標として考えられるのじゃないかと、こう考えております。

あつたわけでございますが、この表が非常にできが悪くてちよつと御説明申し上げたい、こう存じております。まずこの資料でございますが、これは振興計画を立てましたいわゆる改善農家の中の資料でございます、上層、下層といっておりますが、いずれも改善計画を立てました不安定農家のものでございます、その中で経営規模、あるいは農業粗収入、そういう面から見ると大体中間から上にあるものを一応上層農家、それから真ん中から下にあるのを下層農家、こういうふうに大体分けたわけでございますが、その分け方も営農指導員に命じますが、資料を出さした関係で、指導員の大体その指導地区内におきます概念的な上層、下層といったような、主観的な要素が多分に入っております。それから、それからこれも急いで取りました関係がございまして、上層農家については四十戸程度しか集まっております、下層農家については二十七、しかもこれは北海道と九州は報告が出ておりませんので、それを除く内地分の上層農家四十戸、下層農家二十七戸といった事例調査になっております、これをもつて全体を推測するもの、これとはいえないかと思ひますが、まあ大体こういった傾向があるのじゃないかということはいえ、こう思っております。(「上層は幾ら」と呼ぶ者あり)上層は四十戸でございます、下層は二十戸の集計を、これは一戸当たり算術

それで計画の欄、いわゆるB欄でございますが、計画欄の数字は営農改善計画書に記入されました内容でございます、それから実績欄のAの欄は昭和三十四年の二月一日現在で記入しましたのが家の農業計画というものをこれは営農指導員が作られておりますが、わが家の農業計画というものの記入内容でございます。計画欄のBは三十三年度末でございますので、営農振興計画は三十二年、三十三年に承認されたものがここに上がってきておるわけでございます。それから実績欄は三十四年の二月一日に営農指導員の指導で作りましたわが家の農業計画というものに資料をとつたわけでございます。両方を対比しまして振興計画では三十三年度末の借入金残高の予定がこうだと、こう考えおつたやつが、三十四年の二月一日現在では実績はこういうふうになりましたという数字でございます。それでこれは先ほど申しましたように戸当たりというのは、単純に算術平均して戸数で割っております。それから資金種類ごとに意味する内容、これは政府資金とか、災害資金、改善資金でございますが、この資金種類ごとに意味する内容がわかっておりますから、数字の比較、それから計画に対する実績比、B分のAでございますが、この読み方も非常に注意を要するわけでございまして、以下御説明をしたいと思います、こう思っております。

それで、政府資金の長期でござい
ますが、これは御承知のように、五
十五年の基本営農資金でございます。
この基本資金は既入植者につきま
しては新しい貸付は考えられないの

で、過去に貸し付けたものでござい
ます。計画と実績の比較は、たとえ上
層農家に七万二千八百四十四圓の
借入残高にしまして、三十三
年十二月三十一日現在、上層農家
では六万八千四百三十九圓、中層
農家では六万八千四百三十九圓、
下層農家では六万八千四百三十九
圓、合計で六万八千四百三十九圓
でございます。これは計画より進ん
でございまして、新しい貸付がござ
います。それで、上層農家では九四
％、中層農家では九四％、下層農
家では九四％、合計で九四％でござ
います。これは計画より減っている
わけではございませんので、それだけ
償還が予定したよりは進んだ、こう
いうふうに意味するわけでございま
す。B分のAの指数が低いほど多く
償還がいった、この指数が低いほど
多く償還がいった、この指数が低い
ほど多く償還がいった、この指数が
低いほど多く償還がいった、この指
数が低いほど多く償還がいった、こ
ういふことでございまして、これが
上層と下層を比較いたしますと、下
層よりも上層の方がいい、こうい
うことになります。下層は九八％、
上層は九四％でございまして、

で、下層よりも上層の方が償還はよかつた、こういうことに相なります。

○東陸君　償還ですか。これは借り入れの額ではないのですか。残高と書いてありますね。

○説明員(庄野五一郎君) 過去に借り受けたものの残高が三十三年度末において振興計画では、上層農家では七万二千八百四十四円になるように計画を立てたわけでございますが、実績では三十四年の二月一日現在ですでに六万八千四百三十九円まで減りました、こういうわけでございます。というのは、基本資金は新しくも借りておりません。これは入植当初三年間に貸し付ける金でございますから、この振興計画を立てている農家については、基本資金というものは新しく貸し出しはしないわけでございます。こういうふうな相なるわけでございます。それから政府資金の中期のものでございますが、これは過去の家畜資金、これは二十七年から三十三年まで、それから営農資金、これは三十一年から三十三年までに貸付、いずれも十二年の償還になつておりますが、の貸付残高と、それから振興対策資金、これは三十三年度から実施して今貸付中のものでございます。の新しい貸付額の両方がこの中に入つておるものでございます。農家では五万六千六百八円、こういうことになつておるわけであります。高と、これは過去に借り受けたものの残高と、これから借りたいという希望の金額が入つておるわけでございます。で、先ほど東先生が言われました借り入れ計画の新しいやつはこの中期の中に入つてくるわけでございます。過去に貸付金の年賦償還金はまあ非常に少

額でございます。これは実績上そういうことになっております。少額でありますから、計画欄の数字の内容は新規貸付を期待した金額の内容が多いと、こう考えられます。これに對しまして

実績欄の数字が少ないのは、期待した貸付が十分でなかったことを示している、計画通りに貸付が進んでいなかったということがあるのじゃないか、こう思います。実績比のB分のAの指数は高いほど期待が充足されたことを意味するわけでございまして、下層の方にこれはむしろ高いので、下層の方に貸付が多く進んでいる、こういうふうに考えられるわけでございします。上層では三六・二、下層では六一、こういうことになっております。

新しい貸付に対する計画は下層の方に進んでいる、こういうふうにいわれるわけでございします。

次の災害資金でございしますが、計画欄の数字は、新しい貸付は考えられず、次年度以降に改善資金に切りかえるか、または償還を考えているものがこの中に期待されている、こういうふうに考えられる。九千六百円というもの、新しい新規貸付じゃなしに、今まで過去に借りました災害資金を償還するか、あるいは改善資金に借りかえていく、こういう数字でございします。実績欄の数字は、その年に災害を受け貸付を受ければ含まれるが、きわめて少ないと思われましますので、計画に対する実績比のB分のAの指数は低いほど予期以上に借りかえが進んだか、あるいは償還がなされたことを示しております。それで上層は借りかえ、あるいは償還が順調でございしますが、下のほうは、手続等で借りかえがおくれ

次の災害資金でございますが、計画欄の数字は、新しい貸付は考えられず、次年度以降に改善資金に切りかえるか、または償還を考えているものがこの中に期待されている、こういうふうに考えられる。九千六百円というもの、新しい新規貸付じゃなしに、今まで過去に借りました災害資金を償還するか、あるいは改善資金に借りかえていく、こういう数字でございます。実績欄の数字は、その年に災害を受け貸付を受ければ含まれるが、きわめて少ないと思われまますので、計画に対する実績比のB分のAの指数は低いほど予期以上に借りがかえが進んだか、あるいは償還がなされたことを示しております。それで上層は借りがかえ、あるいは償還が順調でございますが、下層の方は、手続等で借りがかえがおくれ

たじやないか、こういうふうに考えられます。

次の改善資金でございますが、これは災害資金から振興法によって借りかえた改善資金でございます。実績比の

B分のAは、借りが進んだ進捗率を意味し、三分五厘資金は、上下層とも計画以上に借りが進んでおるわけでございまして、五分五厘資金は、下層の方が上層よりやや進んでいることになっております。下層に五分五厘資金が多いという点については、災害の種類、発生年度、あるいはこれに抽出した抽出農家の地域の差によるものと思われまして、一方、結果論になります。被災の度の高いものが借りが伸びず下層になるということ、それから力のないものは同一の災害でも打撃が大きいということも、これによって考えられるところでございます。しかし、まあことさらに上層に三分五厘を多く貸し、下層に五分五厘を貸し付けるといふことは考えられないと思ひます。まあそういう数字でございます。

農林漁業資金でございますが、公庫資金につきましては、過去の資金の貸付残高と新しい貸付を期待した額の両方がこの計画欄に含まれていると考えられます。おもに施設等の設備資金の貸付期待が、非常に上層等では多いのじやないか、こういうふうに考えられます。それで実績比のB分のAは計画に対する貸付の充足度と考えられるわけでございます。上層の方が高いことは貸付が多かったことを意味しているわけでございますが、それは上層の方が信用度からやや得ないと考えられるわけでございます。上下層両層の金額の開いているのは、政府資金の

中期の資金でも同じように見られるわけでございますが、経営規模の差、あるいは経営進度等から生ずる投資面の差異ではなからうか、こういうふうに考えられます。

自創資金でございますが、自創資金はほとんど新しい貸付金でございます。計画で残のBに記載してあるのは、今度三十三年度末に貸付を期待している額でございますが、実績欄は、非常にこれは三十三年度末では少ない、特にまあ三十三年度の実績は三十四年度の二月一日現在でございますので、まだ年度末まで二カ月あるわけでございますが、三十三年度には自創資金は五億二千五百万円、三十三年度は十二億三千八百万円出しておるわけでございますが、まだ手続中のものが多かつたんではないかと思われまして、この自創資金の方のこの三十三年度の実績を見ますと、貸付率は上層の方がやや高く考えられます。三十三年度末では開拓ワクができて二年目でございまして、三十三年度は二年目でございまして、手続等でまだ四割を欠いて貸付がおくれたので、年度末までには、十二億三千八百万円は貸したわけでありまして、実績だけのワクはそれはまだ済んでいなかったということになるわけでございますが、三十四年度で大体七〇〇程度貸し付けた。三十五年度ではこれは満度にいたしたい、こういうような計画で進んでおります。三十三年度はまだ十分その効果が現れていない、こういうことに相なります。

それから農林中金の資金でございますが、これは大半が公庫資金に対する協調融資と考えられるわけでございます。先ほど公庫資金で申しましたと

同じような考え方で、期待したところまで入っている、こういうことでございまして、それが上層の方よりは中金資金の方は下層の方が高くなっております。

それから次の開拓農協、それから一般農協、親戚、商人その他、こういう欄でございますが、計画欄に記入された数字は過去に貸付を受けた残高で、農協の場合は経営資金、短期のものでございまして、一部入っているだろうと考えられます。また親戚等の場合は早急に返す必要のないものもあろうと考えられます。これに對し、実績の数字は、新しく貸付を受けたものが多分に含まれると考えられております。これは制度資金に期待した貸付が計画通りに受けられないので、つなぎ的に貸付を受けたり、あるいは営業不振による生計費等の貸付を受けたりした貸付面の増大であることもに、他方、償還を予定したしておるものが営業資金のためにできなかった面も若干あるかと、こういうふうに考えるわけでございます。この開拓農協なり一般農協なり、親戚、商人の方は、実績率のB分のAの指数は高いほど計画のそのを意味しておるわけでございます。もし高利の資金があれば早く制度資金を貸し付けるべきで、措置しないうちやならぬ、こういうふうに考える数字でございます。

以上全体的に考察しますと、政府の中期資金、それから公庫資金等の生産手段や設備に必要な資金の貸付は、計画通りに十分でなく、反面自作農資金の負債整理の資金も貸付がおくれているので、予定した償還も思うにまかせず、逆に組合、親戚等の資金の貸付で

つなぐという形になっているのじやないかと、こういうふうにまあ考察されるわけでございます。この点につきましては、三十四年度以降積極的に振興対策資金等投資に必要な貸付を実施し、今後ともそういうふうに努力いたしていきたく次第でございます。まあそういうことで、設備投資、生産資金というものは、今後三十四年、三十五年と逐次ふやしておるわけでございます。その計画に對して実績はよくなっているのじやないかと、こう思われます。また上下層により貸付の適正を欠くというようなことは、われわれとしては考えられないところでございまして、一般的にいって下層の方が上層より経営規模も小さく、資本、設備等も少ない場合があり、従って計画自体が小さいこともあるかと考えられます。下層農家の方が計画の数字等も小さくなっているのじやないか、こういうふうに考えられます。しかし、上層の力のある者が有利な資金の貸付を受けているようなことがあつてはまことに計画達成上遺憾でございます。今後十分注意をいたしたいと考えておるわけでございます。今後とも下層上層というところで区別することのないよう、生産資金その他自作農資金の貸し出しについては適正な運営をやつていきたい、こういうふうに考えております。

○東隆君 今、説明をお聞きすると、私が考えておつたのと実は逆の考え方、逆のようになるわけですが、しかし、どうなんですか。この計画というところで、このB欄を上層農と下層農の比較をしますと、この実績はこれはもう絶対的に上層の方が多いので

すね、この計画というところを比べますと。たとえば政府資金の長期を見ますと、上層農の方では七万二千八百四十四円、下層農の方は五万八千八百八十円、これは絶対数から見ますと、非常に大きな隔たりがある。それで、今御説明になったところでいくと、この計画に對するパーセントで、B分のAというものは、これは私の考えておるのと全然違ふ意味ですから、私がここで申し上げなきゃならぬのは、この計画数字において大きな隔たりがある、実績で、それが実際に残高がある。現実これだけ金が必要であるのだから、自作農創設資金を考へてみればすぐわかるのですが、たとえば上層の方では計画が六万四千三百五十七円、そして出ておるのは一万六千七百三十九円、こうなつておるので、それから下層農の方は、計画数字がもうすでに五万六千八百七十九円、そして出ておるのは、約一割の六千五百七十九円、こういうふうに見ますと、この点だけははつきりするわけですね。自作農創設資金のような場合には、私の考えたと同じことがいえるわけですね。けれども、初めの方の何は、相当長い期間借りておるのだから返済をしておるのだ、だから一〇〇％に近いものだ。これは成績が悪いのだ、こういうお考えですけれども、しかし、この中に二種類あると思ひます。だから、必ずしもここにでてきたものでもって一〇〇％以上のものがどうだとかどうだとかということはいえないと思ひます。だから、私の考え違ひであるかもしれないけれども、その中には私の考えておる通りに

考えてもよいような面もあるわけですよ。だから、絶対数字をこう見まして、計画数字と、それから実績の数字を上層農と下層農と比較して、この形は私が言ったような形がはつきり出てくると思うのです。で、先ほど御説明になったときに、下層農は資力がないのだし、そこにたくさん金を借りておるのは間違ひのような、そういうようなことを言われたけれども、しかし、私は、一定の規模で、そうして営農を始める場合に、政府が出す金というものは、これは同じ形のものが出てこなきゃならないと思う。だから、借りる条件が備わっておらないから金を貸さなかつたのだと、こういうのだったからこれは問題になるわけなんです、政府資金ですから。従つて、政府資金の場合にはそういうような条件でなくつて、やはり一定の規模のものであるとするならば同じようにいかなければならぬ、政府資金の場合には。だからそういうような点。それから問題なのは、今度は、今、御説明になったやつからいくと、一般農協資金の場合、上農の方は二四四・五、それから下層の方の方は四六四、こういう数字が出てくるのですから、これはもう私は、先ほど私が言ったように、政府資金について条件緩和をするよりも、この一般農協資金であるとか、あるいは親戚、商人、その他の場合におけるこの率の高いやつ、これが問題だと、そしてしかも、これは非常に開拓農家を痛めつける問題だと、そしてこいつは、この前に私が申し上げたのは、環境を整備されておらないために系統金融を借りることができないで、そして無理をして借りた金とか、そういうふう

なものが残っているのだから、かえつてこっちの方に重点を置いて、そっちの方を切つて、そうしてできるだけ金利が安くて、そして償還期間の長い金に切りかえていく、こういうことが総体の借金の条件緩和になる、こういう意味の質問をしたはずですよ。

○説明員(庄野五郎君) 今、御指摘になりました政府資金の中期の分について上層の計画と下層の計画が非常に違ふじゃないか、こういう御指摘でございますが、その点については、私の方の見方といたしましては、この金額の差の開いていくという点は、下層の方の振興計画の樹立がおくれているんじゃないか、それで大体上層の方が振興計画を立てて金を借りる面が進んでおられますので、むしろ下層農家は三十四年度以降にこの政府の、いわゆる振興策資金の需要が出てくるんじゃないか、そういうふうに見ておるわけですが、必ずしもこれによつて上層の農家の資金需要が多く、下層農家の、いわゆる対策資金の資金需要が少ない、こゝろ見るべきではないので、下層農家については、三十三年度というところは、上層の方で振興計画は非常に承認が進みましたので、三十四年度以降で下層農家の資金需要が出てくるんじゃないか、こういうふうに見ておるんじゃないか、また一般農協の点が非常に下層に多いのでございしますが、これは二十七戸でございまして、全面的にこういうような傾向を持しているかどうかというところは直ちに判断はいし兼ねると思ひますけれども、こういう面の方はいわゆる経営資金等の借り掛けで残つたのじゃないか、こゝろ思われるわけでございますが、一面、また自作農資金

等の個人負債の借りが済まなかつた、そういう面があつて、一般農協とか、親戚、商人とか、そういう面の指数が大きくなつてくるんじゃないかと思ひますが、三十四年度になれば、多少こゝろは自作農の資金が非常に進んでおりますし、また融資保証協会の方の需要もだいぶ進展いたしておりますので違つてくるんじゃないかと思ひますが、そういう面からくる増加との差が相当あるんじゃないか、こゝろ思われます。今後の問題としては、先ほど申しましたように、上層、下層という点によりまして、資金需要の点で規模による多少の相違はあるといつたにしても、上層にいいのはいき、下層に条件の悪いのがいく、あるいは希望に対しては上層の方が充足され、下層の方は充足しにくい、こゝろいふことのないように十分注意して是正していきたいと考えております。

○東隆君 今の御説明少しおかしいと思ひます。上層の方は四十戸、下層の方は二十七戸でしよう。それでこれは振興計画ができたやつを取り上げて、そして算術平均されたものなんで、それから、だから振興計画がおくれたと進んだとか、そんなことは問題でなくて、傾向は出てくると思ひますが、こゝろの傾向が出てくるのじゃないかと思ひます。

○説明員(庄野五郎君) それが四十戸と二十七戸が地域的にもびつたり合つていないのです。これは非常に急いで取りましたので、大体まあ関東地方が中心になつて報告がきたわけでございますが、そのほか九州と北海道といった大きいところが落ちておるわけでありまして、それで上層農家も、大体四十戸というのは関東が中心になつておりまして、下層の方は二十七戸で非常に少ないわけでありまして、びつたり合ふわけがどうかといふことも問題があるわけでございます。この資料は、われわれがいたしましては三十四年度の分をもう少し取りまして、判断の資料に供したいと思ひますが、これですぐ全体の傾向だといふのは非常にむづかしいんじゃないかと、こゝろ思つております。

質問の第五点でございます農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設資金については、法律上は据え置き期間三年、償還期間十五年、計十八年となつておるのに対し、業務方法書では据え置き期間二年、償還期間十年、計十二年に押えられておるが、業務方法書でも法律一ぱいまで認むべきではないか。また、実際の貸付にあつては、業務方法書の条件をさらに押えている例が多いが、法律で許されている条件で貸し付けるべきじゃないか、こゝろいふような御質問であつたと思ひます。公庫の主務大臣指定施設資金の償還期間は、御指摘のように、法律上は据え置き期間三年、償還期間が、据え置き期間を除いた期間でございしますが十五年の範囲内で公庫が定めることになつておりまして、公庫の業務方法書において、据え置き期間二年以内、償還期間は十年以内とされておりますが、これは業務方法書で規定されております施設の種類、その耐用年数等を勘案しまして、また土地改良資金その他の均衡も考慮して妥当な貸付条件を考えられておる次第でございします。しかし、災害その他の事由により償還が困難な

ものに対しましては、特に必要があると思はれるときは、業務方法書の範囲を超えて法律上の限度まで償還を延期することができるとなつております。で、二年、十年で貸しておられますも、災害を受けて償還が困難になつてくるというところになりますれば、法律上の限度の据え置きをもう一年延ばして三年にするとか。あるいは償還期間を三年延ばして十五年にするとか、そういうことは災害等の場合にはできることになつております。なお、主務大臣指定施設資金の貸付条件につきましては、公庫、その他関係公庫と協議の上条件緩和をはかるよう努力して参りたい、こゝろいふふうに考えております。

○東隆君 今のお話ですと、公庫がやつておるのは当然のような表現をされておるのですが、私はそうじゃない、法律で定めた範囲で、それを勝手に狭めて、そしてそれを農林大臣が認可をするといふのはこれはおかしいと思ひます。それから業務方法書の中にそれ以上は貸さないのですと初めからそれ以上は貸さないのですと言われれば、金貸しのことですから強いのですよ、その通りになつてしまふのですから。だから、せつかく法律で定めたものがだめになつてしまふのです。だから、業務方法書でもって農林大臣が認可した方が強いのか、法律の方が強いのか、これは問題だらうと思ひます。だから、これは当然公庫に直させるべきが当然であつて、公庫が勝手にそれをやられたらこれは間違ひだらうと思ひます。つけ加えて言いますけれども、自作農創設資金の場合でも私は農地を担保にすることは間違

いだらうと思ひます、實際のことは。しかしまあ實際農地を担保にして今日作農創設資金を出してあります。それは農林大臣が認可をしてから、こういうのです。業務方法書で認可しているのです。だから、農地法の建前からいって私は農地を担保に取るのは間違ひだと思ひます。そういうような点を、農林漁業金融公庫が金融機関として勝手な考え方で業務方法書をこしらえて農林大臣に認可を与えられておる。その場合に、私は農地局関係は十分にこれにタッチされると思ひます。それで、農林大臣にめぐら判を押させないように私は必要があろうと思ひます。この問題に關する限りにおいて、せつかく前に喜ばせて、そして實際に今度はやる場合には変えてしまふといふことは、これはもう絵にかいたばかりなものであります。だから私は、これは法律できめたように、はっきりと農林漁業金融公庫は業務方法書にそれをきめるのが私は常識だろふと思ひます。これがほんとうの考え方で、今農林漁業金融公庫がやっておるようなやり方は、これは非常に高利貸しのやうなやり方です。こんなやり方を農林漁業金融公庫がやるべきでないと思ひます。だから、この点だけでも一つ、まず開拓三法案に關連をした資金からでも一つ直して下さい。

で、御指摘の通り、やはり開拓者の營農狀況等から考へて、これは据え置き長い方がよいといひ、償還期間も長い方がよいといひ、償還期間も長い方がよいといひ、指定施設につきましては耐用年数もございまして、耐用年数を越えて長く貸すといふことは金融の常識から問題があろうかと思ひます。が、われわれといひましては、先生の御指摘のようにできるだけそういう方向で努力したい、こう考へております。

○東隆君 法律違反でない、こゝ言われるけれども、業務方法書の書き方も法律に書いてある通りに一つ書いてもらいたいわけですか。それを、数字といふものは絶対的なもので、数字を變へるといふのは、これは間違ひです。だから、範圍あるいは以内といふやうなことで、一応ある程度の考へ方ができるのですから、それでも私はもう金融機関の立場が強いのですから、だから範圍だからといふのでいいじめられるのだらうと思ひます。だからこれは十分に一つ認可をする場合に考へてもらわれないと、これは先ほど言つたやうに、せつかくのことがだめになつてしまふ。ことにこれは条件緩和だのなんだのに便り金なんだから、なおさらのことなんです。これは一つ政務次官も腹の中へ入れておいて下さい。

○説明員(庄野五一郎君) 御質問の第六点でございますが、政府資金については償還期間は少なくとも五十年程度にして無利子にすべきだと思ひますが、すなわち親子三代にわたつて償還するといふことにすべきではないか、こゝういふやうな御質問だつたと思ひます。政府資金につきましては過去の既

入植者で營農の基礎がまだ不安定であるため償還ができない者につきましては、今回御審議願つておる条件緩和法の償還期間を延長して償還を容易ならしめるよう措置したいといひ、こゝ考へておりますが、今後の新規入植者につきましては、入植地の建設工事を促進するほか、開墾もできる限り機械開墾によつて早期に完了するようにして、また政府資金の貸付ワックにつきまして、三十三年度から、従来十七万七千八百円だつたのを四十五万程度に増額したいとして、早期に營農の振興ができるよう措置して参りたいと、こゝ考へておりますので、現行の二十年の償還期間で償還ができるものと、こゝういふに考へております。五十年という御指摘でございますが、なかなか五十年といふわけに参りませんので、まあ二十年といふことで資金ワックをふやして、營農が安定して参れば償還も可能になる、こゝういふに考へておる次第でございます。

○東隆君 住宅金融公庫の資金はブロックその他永久的な建物の場合には二十五年度ですか、これはそれで開拓農家の場合はもちろん住宅だのなんだのがありますけれども、農地といふものは、これは水害だのなんだのを考へれば問題ですけれども、營農をやることとがでるというところに政府がちゃんと選択をして参つて農家を入れておるのですから、農地といふものは、これは不動産として普通の木造建築だのなんだの、そんなものよりも相当長いものを対象にして貸しても一向差つかないものである。だから農家の場合における資金は、住宅金融公庫の資金よりもずっと長いやつを出すのが

これが私は金融の常道だらうと思ひますが、それを木造建築程度の、住宅金融公庫が貸す場合の木造建築程度のものを考へてやろうといふのですから、これはやはり少し問題があると思ひます。だからもう少し長期の資金を出すといふ考へ方をやらないと条件緩和にならないと思ひます。

○説明員(庄野五一郎君) 今御指摘の点は、これは政府資金は開拓者資金金融通特別会計から貸す金のことを申し上げておるわけでございます。開拓者に売り渡した農地の代金は自作農創設特別措置特別会計からの売り渡しの金の回収になるわけでございます。それらの方々は従来通り二十四年だつたと思ひますが、二十四年度今農地並み、こちらの方はいわゆる營農資金だとかあるいは農機具、家畜とか、そゝういったものの資金でございますので、農地よりは短くていいのじゃないか。長いにこしたことはないでございますが、バランスからいって開拓者資金金融通特別会計からの方は、耐用年数その他を考へて最長二十年、こゝういふことになつています。いわゆる農地売り渡しの方の回収は二十四年、こゝういふことでございます。

○東隆君 くだいようですけれども、その条件緩和をする借金は、これはもう農機具も、それからその他災害関係も何もみんなこぢやこぢやになつておるのです。そして、これは、問題は、生産に役に立たないマイナスの資本ですから、いわば農業経営の中のマイナスの資本なんです。これに對する償還の負担といふことは、これはできるだけ少なくしなければならぬ。だから、こゝういふ意味でこのものの条件

緩和をするための資金だといふのだつたら、私はもう少し長くしなければいかぬのじゃないか。こゝういふ意味で言つておるので、もちろん十カ年間かそこらでいいのです、農具そのものだったから……ところが、それじゃいいのですから、こゝういふ性質のものじゃないのです。今条件緩和をするといふものはマイナスの資本になつておるのですから、こゝういふものを償還するときには、経営に關係なしに考へなければならぬ。だから経営の余剰でもって償還をしなければならぬのですから、余剰でもって償還できるようなものを持つていかなければならぬ。だから経営のコストの中でもって出すといふんじやないのですから、経営の余剰のうちから払つていく、こゝういふのですから、非常に長期のものでなければやれないわけですが、計算からいっても、それで初めて条件緩和になるので、政府の考へ方では元金だけではなくて利息延滞金利まで加えて、それを元金にしてそれに対して借りかえをやるというやうな形になるのですから、いよいよもって長期のものになければならぬ。普通は農業経営でもって経費の中に入つて償還をするといふ形のものは、問題がないのです。だけれども、こゝういふやうな、農業経営をやつて、そして余剰が出た、その余剰でもって支払つていくといふのですから、これは非常に微々たる金です。それが財源になるのですから、それでもって払ふといふ見当でもって考へなければならぬ。こゝういふことですよ。だからこれは相当長期のものでなければならぬといふ

ことになるわけです。だから資金の性格からいって長期にしなければならぬ。その場合に、農地の場合には、自作農創設は二十四年だけれども、これよりも、これはまだ土地がそのまま残つてやつていけるのですから、これはまだいいんです。だけれども、この場合はもっと長期のものでやつていかなければならぬ、こういう意味で言つておるのです。考え方が少し、ちよつと違ひのです、その意味において。

○説明員（庄野五一郎君） 御指摘の点

よくわかつておるわけでございますが、この政府資金は、大体が消費金融じゃなしに、生産金融だったことはもう御承知の通りだと思いますが、過去におきまして、入植当初、特に緊急開墾時代の相次ぐ災害等で消費金融的な面が出たのじゃないかということは御指摘の通りだと思います。それわれわれは、御指摘のように非常に問題があると思えますが、われわれはいたしましては、この営農不振の原因になっております建設計画の遅延とか、あるいは不足、あるいは開墾進度がおくれている、そういう点をできるだけ早く急いで、これは三十五年以降五年間くらいで建設工事も完了し、それから開墾進度等も早急にこれは完了する。そういう予算措置、財政措置を講じまして、積極的に営農が安定する、そうしてさらに営農転換に必要な振興対策資金といったものも積極的に貸し出していきまして、そういう面からする営農の伸びというものを考えながら、必要経費を引いて、それで償還余裕が出た

ところから、その償還余裕で——経済
余剰でございますが、経済余剰で十五
年延ばせば返せる、そういうような考
え方をいたしているわけでありませう。
ただ、積極面をしないで、ほおってお
いて、経済余剰で返していく、こうい
うわけじゃないに、経済余剰が出るよ
うな積極的な財政投資等をやりなが
ら、そうして出たところで十五年延ば
せば返せる、こういうような考え方を
いたしているのであります。大体二十
年で返せる、こういう目算を立ててい
る次第でございます。

しまして、できるだけ個人的な、あるいは高利貸的な負債をなくしていきたい、こういうふうに努力いたしております。なお、政府資金なり、制度資金で消費金融的なものをやるかどうか、これは大きな問題でございまして、今後とも検討して参りたい、こういうふうに考えております。

○委員長(堀本宜実君)　ちよつと伺いますがね。今のところで、今度の法の改正で天災資金というものの開拓者の災害資金というものと、それから従来ある天災法によるものと、これはどう

て、そういう場合の施設資金を貸し出す道を聞くということに相なっております。それで経営資金に對しまして、災害資金は施設資金を貸すということで補充的になりますとともに、從來激甚な被害を受けた場合には、なかなか営農の回復というのがむずかしいというようなことで、天災融資法では金融ベースに乗らないということで、中金からなかなか貸し出しが進まない、こういう面もございますので、激甚な被害を受けました施設も、それから農作物も合わせて被害を受けたとい

一、農業災害補償制度改正に關する
請願（第二〇八九号）（第二〇九五
号）（第二一〇五号）（第二一一四
号）（第二一九号）（第二一九一
号）（第二四三三号）（第二二四四
号）（第二四五号）

第二〇七三三号 昭和三十五年四月十
五日受理

開拓地の道路、電気等の施設促進等に
關する請願

請願者 岩手県議會議長 山崎
權三

最後第七の御質問でございますが、政府資金以外の資金、特に個人負債は高度のものが多く、こういうものはないか、こういう御質問だったと存じますが、過去の個人負債につきましては、振興計画を基礎に自作農維持創設資金の貸付を行なって参りまして、その肩がわりということにしておりますが、三十五年度末貸付計画の大体百パーセント完了の予定にいたしております。なお、開拓者の所要資金につきましては、政府資金の貸付ワクを広げるといふほか、開拓者が激甚な被害をこうむつた場合には、天災法によります災害経営資金と並びまして、新たに開拓者資金融通特別会計から災害資金を貸し付ける道を、今御審議願つている法律によつて開いていく、また開拓者の経営資金については、昭和三十五年に中央保証協会に対する政府出資を一億円を増額しまして保証制度による長期経営資金融通の円滑化をはかる、そういったような積極面から生産資金を融通する、こういうふうにいた

いう區別をして貸し出しをするのか、単一の個人に対しては両方がいくのか、ただしはどういう配分でいくのか、どうい程度でどういふうな行き方をするのか。

○説明員(庄野五一郎君) 従来の天災法によりまする経営資金というのに対してまして、今度振興法を改正いたしまして災害資金を出すという制度を開き、その制度は天災資金法に対する補完的な機能をいたしたい、こいう考え方でございます。たとえば天災法では経営資金でございますして、施設資金は今のところ貸しておりません。それで激甚な被害を受けました場合には、往々にして作物だけじゃなしに、農舎、畜舎、サイロあるいは農機具といったような施設のものの被害を受けて、施設資金の需要があるわけでございますが、これに対しましては、従来は大災害の場合は補助が出るわけでございますが、公庫の災害資金が多少あるということでございますが、公庫の金融ベースになかなか乗らない、こいう面がありまして、営農振興臨時措置法に災害資金という制度を認め

うよるな開拓者の場合には、これは基本営農資金に類する経営資金と施設資金と合わせたものを貸している、こう、いろいろな考え方になりますので、作物災害、施設災害合わせて被害を受けたような激甚な開拓者には、災害資金一本の貸付ということになります。うし、ただ施設だけをやられたといったような場合には、これは程度の差もございしますが、新しい今度の施設資金と合わせて、経営資金は天災法により貸し出していくというような場合もあると思います。そういうったような点で区別していきたいと、こう存じております。

○委員長(堀本宜実君) 他に御発言もなければ、三案については、本日はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時二分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、開拓地の道路、電気等の施設促進等に関する請願(第二〇七三号)

紹介議員 谷村 貞治君
岩手県は、七万ヘクタールの開拓地、一万人の入植者を擁している北海道に次ぐ開拓県であるが、開拓事業開始以来すでに十五箇年を経ているにもかかわらず、開拓地に対する道路、水利施設並びに電気導入その他の施設は遅々として進まず、開拓建設工事は昭和三十四年度までにわずか十八パーセントしかできておらず、無電燈開拓農家は過半数の約五千戸を残している状態である。又開拓営農振興資金は昭和三十七年度において完了をみる予定なるにもかかわらず、こん日まで二十パーセントしか貸付けを受けておらず、このままでは、せつかくの振興計画も徒勞に歸するおそれがあるから、この際積極的な開拓予算増額等により、遲滞しているこれらの諸問題を解決し、へき地にあつて悪戦苦闘している開拓者に十分活動できる基礎を作り、開拓事業の成功を見るよう措置せられたいとの請願。

清澤 俊英君
三十名
介紹議員

九日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(三通)

(三)事務、人件費は全額国庫負担

紹介議員 清澤 俊英君
現行農業災害補償制度に対し、農民の
不平不満の声を全国に高まつてお

るため、(一)本制度を根本的に改正し、天災による災害は全額国庫で完全補償すること、(二)巨額と機轉を簡素

化し、職員的身分を保障し、農民の自主性を尊重して運営を民主化する。と、(三)事務、人件費は全額国庫負担とし、無事もとどし制度を確立すること、(四)本国会中に制度の根本改正を成立させ、三十六年産米等から実施すること等の実現を図りたいとの請願。

第二三三二号 昭和三十五年四月二十一日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(二通)

請願者 新潟県北蒲原郡水原町 大字小境 瀬藤十治外 三十三名
紹介議員 小林 幸平君
この請願の趣旨は、第二三二九号と同じである。

第二四〇〇号 昭和三十五年四月二十二日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(三通)

請願者 新潟県十日町市卯六 二 福岡善衛門外四十 七名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第二三二九号と同じである。

第二四二四号 昭和三十五年四月二十二日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(一通)

請願者 群馬県新田郡新田町市之倉 中島喜久治外三十九名
紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第二三三〇号と同じである。

第二五四九号 昭和三十五年四月二十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(四通)

請願者 新潟県三島郡和島村小島谷和島村農業共済組合 合長 久住喜助外五十七名
紹介議員 佐藤 芳男君
この請願の趣旨は、第二三二九号と同じである。

第二五五〇号 昭和三十五年四月二十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(三通)

請願者 群馬県高崎市阿久津 一、二四〇 小池宣利 外六十五名
紹介議員 伊藤 顯道君
この請願の趣旨は、第二三三〇号と同じである。

第二五五一号 昭和三十五年四月二十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(三通)

請願者 愛知県小牧市東田中八六八 河上篤外四十五名
紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第二三三〇号と同じである。

第二五五二号 昭和三十五年四月二十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(一通)

請願者 群馬県太田市龍舞甲二、〇七〇 小内恒蔵 外四十五名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第二三三〇号と同じである。

農業災害補償制度改正に関する請願
(四通)

請願者 群馬県太田市龍舞甲二、〇七〇 小内恒蔵 外四十五名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第二三三〇号と同じである。

第二五五三号 昭和三十五年四月二十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(四通)

請願者 新潟県新津市大字新津 二、九一八ノ一 石崎 文吾外五十九名
紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第二三二九号と同じである。

第二五五四号 昭和三十五年四月二十五日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(七通)

請願者 新潟県南魚沼郡大和村 大和村農業共済組合 合長 関龍三外四百十九名
紹介議員 清澤 俊英君
この請願の趣旨は、第二三二九号と同じである。

第二五七三三号 昭和三十五年四月二十六日受理
農業災害補償制度改正に関する請願
(二通)

請願者 新潟県北蒲原郡築地村 築地村農業共済組合 合長 理事 水沢太左衛門外二十九名
紹介議員 東 隆君
北洋近海における漁民は、終戦後十四年の長きにわたり、漁船が捕のひん発により常に不安にさらされながら操業している。この不安な操業状態から脱却するため、ソ連と近海漁業に関する暫定協定を締結することはしばしば政府に要請してきたのであるが、政府はこれに對してなんらの積極的熱意を示さず、現地漁民の苦境を見殺しにして、現地の漁民の苦境を見殺しにして、この際日本国民が是認し得る最少限の条件をもつて、すみやかに平和条約を締結することに最善の努力をせられたい。もし、日本の置かれている国際的情勢の中で、右の急速な実現が困難であるならば、それまでの間北洋近海の海域において不安な操業を続けている漁民に対し、至急なんらか適切な対策を講ずることを要望すると同時に、特に歯舞、色丹、南千島関係については十分なる補償措置を講ぜられたいとの請願。

第二五七八号 昭和三十五年四月二十五日受理
農産物加工のための試験研究機関強化に関する請願

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第二三二九号と同じである。

第二四九六号 昭和三十五年四月二十三日受理
北洋近海漁場における安全操業体制確立等に関する請願

請願者 東京都港区赤坂溜池町 一社団法人大日本水産 会長 高崎達之助
紹介議員 東 隆君
北洋近海における漁民は、終戦後十四年の長きにわたり、漁船が捕のひん発により常に不安にさらされながら操業している。この不安な操業状態から脱却するため、ソ連と近海漁業に関する暫定協定を締結することはしばしば政府に要請してきたのであるが、政府はこれに對してなんらの積極的熱意を示さず、現地漁民の苦境を見殺しにして、現地の漁民の苦境を見殺しにして、この際日本国民が是認し得る最少限の条件をもつて、すみやかに平和条約を締結することに最善の努力をせられたい。もし、日本の置かれている国際的情勢の中で、右の急速な実現が困難であるならば、それまでの間北洋近海の海域において不安な操業を続けている漁民に対し、至急なんらか適切な対策を講ずることを要望すると同時に、特に歯舞、色丹、南千島関係については十分なる補償措置を講ぜられたいとの請願。

第二五七九号 昭和三十五年四月二十五日受理
果樹農業振興特別措置法制定促進に関する請願

請願者 長野県議會議長 羽田 義知
紹介議員 羽生 三七君
わが国産業における果樹農業の重要性にかんがみ、果樹農業振興特別措置法案並びに関係法律の改正案をすみやかに成立せられたいと、(一)果樹農業振興総合対策要綱に基づく予算措置の確立、(二)農林省の果樹農業行政機構の改革強化、等の実現を期せられたいとの請願。

最近、そ業並びに果実等の農産物生産が急激に増加し、国民生活の向上とあいまつて、そ業、果実等を原料とした各種加工品の需要も一日と増加の傾向にあるが、今後の増産に對処し、積極的に消費の伸展を図り、需給の均衡を保持して健全なる発展を期するためには、なんとしても農産物加工による販路を拡充する必要がある。したがってこれがためには、この基本となる農産物加工に関する試験研究機関の拡充強化が最も緊要であるから、この際大規模の試験研究機関の施設を積極的に計画し、その強化を推進せられたいとの請願。

昭和三十五年五月十八日印刷
昭和三十五年五月十九日発行
参議院事務局
印刷者 大蔵省印刷局